

行政常任委員会

令和 2 年 7 月 1 7 日（金）

午前 1 1 時 0 5 分 開 会

○南委員長 全員おそろいのごさいますので、ただいまから行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は高村委員が病気のためのごさいます。

それでは、付託されております 3 議案のうち、順次、財政課から議案第 5 0 号と議案第 5 2 号についての説明を求めたいと思います。

初めに、市長はよろしいですか。よろしいですね。特になかったら財政課の説明を求めたいと思います。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の 1 ページのほう、まず、御覧頂きたいと思います。

議案第 5 0 号、尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本基金につきましては、第 1 条にありますとおり地震、風水害などの自然災害または人為的災害並びに感染症等から住民の生命と財産を守るために行う予防対策、復旧対策、復興対策等に要する経費の財源に充てるため設置をしようとするもののごさいます。

第 2 条では、基金への積立額は一般会計歳入歳出予算に定める額としております。

また、第 3 条管理、第 4 条運用益金の処理、第 5 条繰替え運用、第 6 条処分、第 7 条委任の各条項につきましては、他の基金条例と同様、基金の適正な管理、処分等を行うため、それぞれ規定をしているもののごさいます。

なお、本基金の設置に伴いまして、第 1 条の設置目的に沿った事業を実施するための財源とするため、市内、市外、個人、法人を問わず広く寄附金を募集したいと考えております。

ここで、委員会資料の 1 ページを御覧ください。

これは広報への掲載を予定しております寄附をお願いするための文面のごさいます。

寄附の方法といたしましては、今のところ三つの方法を考えております。

まず、納付書での手続ということで、これはこちらから送付をさせていただきます

す寄附申込書を提出していただいたときに納付書を送らせていただいて、その納付書で寄附をしていただくという方法でございます。

二つ目は口座振込での手続ということで、寄附申込書を同様に提出を頂きまして、こちらから市の振込口座を書かせていただいたものを送付させていただき、その口座に直接振込を頂くというものでございます。

もう一つが窓口での手続ということで、財政課のほうへ寄附申込書を御提出していただいて、その場で処理をするという方法、三つを考えております。

このほか、市のホームページやエリアワンセグも活用してお願いをさせていただきますまして、趣旨に御賛同頂ければぜひ御寄附のほうをお願いできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほどの本会議場でも質疑があったわけなんですけれども、議案第50号、尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、御意見のある方は御発言を願います。

○奥田委員 これは先ほども議案に対する質疑がございましたけれども、2点ぐらいちょっとお伺いしたいんですけれども、まず、1点は4月に市民の方々が医療資材の購入のための基金を設置してほしいという要望があったと思うんですけれども、それを受けてということなんです、その際、私も全協で2回ほど多分、2回あったと思うんですけど、副市長にこの基金のことをお聞きしたと思うんですけども、そのときは条例制定に時間がかかると。民間の方にやってもらうんやという話がありましたけど。

この条例、これ、つくっていただくのは、これ、ありがたいなと思うんですが、これ、見ると1条から7条まであって、A4、1枚にもならんぐらいの量だと思うんですけど、これ、作成するのにやっぱり随分時間がかかったということですか。どういうふうなところで時間がかかった。

○下村副市長 4月22日に市民有志の方が医療資材の寄附を申出されて市長室のほうへ来られた際に、基金の設立をというお話がありました。

その際、コロナウイルス感染症のみのということで、この時期ですので急ぎたいということがありましたので、基金条例を制定するとなるとこういう手順を踏まなければなりません、それでもよろしいですかというお話はさせていただいたんですが、有志の方々は今コロナがはやっておる段階ですので早急にしたいと、そうい

うことであれば自分たちで、そのときは商工会議所のほうで口座を開設して基金を募るといようなお話になりました。

ただ、5月25日に再度来訪され、やはり税の優遇制度等ができないということもありまして、その際に感染症以外に、いわゆるコロナウイルスだけでなく他の感染症、それと自然災害等にも対応できる基金の設置というお話になりましたので、それならば直近の議会で条例制定に向けて進めさせていただくということで、6月23日にはこの条例案もお見せしまして、本市の考えもお示したところ、それで十分ですといような御返事を頂いたものでございます。

○奥田委員　よく経緯は分かりました。

ですから、市民の方の要望としてはコロナウイルスということの医療資材購入等でしたけれども、それに限らず幅広くということで作られたという理解でいいんですかね。

それで、ただ1個気になるのが、今回この基金つくっていただいたのは非常にありがたいことなんですけど、これに我々が5%、報酬カットの分をまず積み立てるんだという話がありましたけれども、この市民の方々が言っている基金の設置の要望というのは、基金という言葉を使っていますけど、先ほども野田委員が質疑されておったように市民の方が言われているその基金設置というのは、その寄附を募ると、募ってもらって、その受皿をつくってくださいということだと思っんです。

ですので、先ほども質疑の中にありましたけれども、この条文だけで本当に十分なのかと。やっぱり我々がこの行政の中で考える基金というのと、あのときに言っていた基金設置と僕、ちょっと意味合いが違うと思っんです。違いますか。

僕はその寄附の受皿をつくってくれということだと思っんで、そういう意味ではこの条文だけで本当に十分だな、これで。先ほどの第5条の繰替え運用ですか、こういうのが本当に必要なのかか思っんですけど、寄附してもらっ受皿なのに、これ、一般会計で不足したら使うということでしょう、この第5条というのは。

やっぱり先ほど、野田委員も言われておったようにやっぱりきちっとしたこの手続とか、そういうところがちょっと盛り込んでおったほうが、ありがたいことですよ、これ、つくっていただいたのはありがたいんやけれども、ちょっと市民の方が言われておったそのイメージとちょっとずれてしまっっているかなという印象をちょっと覚えるんですけど、その辺いかがですか。そういうことはないですか。

○下村副市長　先ほども言いましたように6月23日、最初にみえられた有志の方にも、その辺についても御確認させていただきました。これでお願いしますとい

うようなことでした。

また、第5条のほうなんですけど、災害とかいうのが仮に頻繁に起こったりとか、大規模災害、ましてやコロナウイルスの2波、3波が出たときに、やはりこういう基金を活用させていただきたいということも迅速にできるというようなことで、有志の方も御納得頂いたものと思っております。

○奥田委員 確認しますが、じゃ、第5条というのは、先ほど財政課長は一般会計が不足した場合がどうのこうの言われていましたけど、災害のときですよ、災害のときにどうしてもちょっと補填せなあかんという、災害のためのこれ、基金ですから。そういう災害ということで限定ということでいいんですよ。いいんだね。

○岩本財政課長 災害のための予算計上というのは額が少ないですので、そういう額を超えるような場合には、この基金から繰入れをして災害のほうに充てるというような処理になると思います。

○三鬼（和）委員 条例の解釈から一応お伺いしたいんですけど、2条、積立の中に一般会計歳入歳出予算ということになっています。

第1条では、先ほど、今のやり取りも聞いておったんですけど、市民の方はコロナ対策の中で病院に資材というか、そういったものを中心に申出があったように思うんですけど、この1条の文言の中では予防対策ということになって、どちらかというと福祉保健的なニュアンスに取れるんですけど、この条文の中で例えばこの基金から病院へ繰り入れるとか、そういったことについても考えがあるのか、この条文でいいのか、判断として、解釈としていいのかということだけ、見解だけお示しください。

○岩本財政課長 これは1条にもありますように予防対策だけでなく、復旧対策や復興対策ということも含んでおりますので、病院のほうでそういった対策が行われる場合には繰出金としてこの基金を活用するという考えられると思います。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 ちょっと1点だけお聞かせください。

風水害の自然災害は分かるんですけど、並びに感染症というのも分かるんです。これ、人為的災害というのはこれ、どういうふうに解釈すればよろしいですか。

○岩本財政課長 人為的というのは、例えばですけど、どこかの国からロケットが飛んできて災害を受けたとか、そういったものを含んでいると思います。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、続きまして、議案第52号の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決の説明を求めます。

○岩本財政課長 それでは、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてのうち、財政課に係る予算につきまして、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,973万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億5,670万8,000円とするものでございます。

続きまして、当課に係る予算補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページを御覧ください。

歳入でございます。

まず、下段になりますけれども、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億8,725万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、210万4,000円を増額し計1億7,711万7,000円とするものでございます。

内容は、災害等対策基金積立金210万4,000円の増額で、これは議員の皆様様の報酬減額相当分を本基金に積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金は1億8,725万円を取り崩すことにより、補正後残高は3億3,805万4,000円、災害等対策基金は今回の積立てにより210万4,000円、基金合計は11億7,984万9,000円となる見込みでございます。

財政課に係る補正予算の説明は以上でございます。

○南委員長 補正予算の説明について、御質疑ある方は御発言をお願いします。

よろしいですか。

○奥田委員 一つだけちょっと確認だけさせていただきます。

今回この1億8,700万、財調取崩しということなんですけど、今回、予算書を見ると国の地方創生臨時交付金の1次補正の分は入っていますが1億795万2,000円、2次補正の3億8,400万でしたっけ、その予算化というのは、いつやるんですか。

○岩本財政課長　ちょっとまだ時期のほうははっきり分からないんですけども、早ければ9月の段階で補正計上したいと思っております。

○南委員長　じゃ、財政課の審査を終わります。

次に、総務課に入ってください。

それでは、総務課に関わる議案第51号、庁舎の工事変更請負契約と第52号の補正予算（第4号）の説明を併せて求めたいと思います。2件併せて。

○竹平総務課長　総務課でございます。よろしく申し上げます。

議案第51号、工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）につきまして、御説明、まず最初にさせていただきます。

議案書の3ページを御覧ください。

この工事請負変更契約につきましては、3月議会及び先日の委員会で御説明させていただきました木質ルーバーと設置整備事業として、木のまち尾鷲としての庁舎を感じていただけるよう1階庁舎フロアの木質化空間を確保するための追加工事に係る経費が必要となることから、今回この契約金額の増額変更ということで議案を計上させていただいたものでございます。

契約の目的は、尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事、契約の方法は随意契約で変更前の契約金額6億1,220万5,000円に今回の工事額2,351万8,000円を増額し、6億3,572万3,000円にするものでございます。

契約の相手方は竹中工務店、丸正建設特定建設工事共同企業体、代表者三重県津市羽所町601、株式会社竹中工務店三重営業所、所長水谷光晴でございます。

それでは、資料を御覧ください。通知をさせていただきます。

資料1ページの2でございますが、1階屋根天井木質ルーバー設置整備事業の概要でございますが、天井木質ルーバー設置と市民カウンターの移動及び福祉保健課に自立支援係等の来庁者用カウンター設置及び相談室の設置で、2ページに図面を添付させていただいております。2ページを御覧ください。

天井ルーバーの施工範囲ですが、色のついた部分の230平米の通路全域を予定しております。

2番の市民サービス課のカウンターですが、既設カウンターを移設いたします。

そして、3番の福祉保健課のカウンターと相談室は図面の右側のとおりでございますが、相談室の広さ約5平米を予定しております。

以上が整備事業の概要で、この請負変更契約の議案についてお認め頂きたく、どうぞよろしくお願いたします。

次に、続きまして、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、総務課分につきましては、尾鷲市一般会計補正予算書及び予算説明書の10ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般管理経費91万4,000円の増額は国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、損害賠償請求事件の訴状が提出されたことに伴う弁護士費用でございます。

内訳といたしましては、受任時に係る着手金として26万4,000円、報奨金として52万8,000円、その他にかかる経費として弁護士が津地方裁判所熊野支部まで来られた場合に係る旅費及び弁護士への日当や諸費12万2,000円でございます。

なお、法廷等には尋問や重要な審議が必要な場合は出向く必要があるために3回分として予定をしております。

総務課の予算説明としては以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、議案第51号の工事請負変更請負契約について、御質疑のある方は御発言を願います。

○野田委員 議案第51号については前回、工事のほうも順調に進んでいるということで、改修期間の中で納まるのかなと考えられるんですけども、今回補正の増額が出てきているんですけど、今後、現段階において話、説明できるかどうか分かりませんが、そういう改修等のこれまでの契約以外のところで出てくる可能性というのはどうなんですか、考えられるんですか、それともこの状況でいけるのか。

○竹平総務課長 今回当初に予算計上させていただいた分でございますが、今現在でこれよりかかるということは今の段階では聞いておりません。

また、進捗率についてはこの間、御説明させていただいたとおり順調に進んでいるということで御報告させていただいたところでございます。

○奥田委員 ちょっとまず、議案第51号のほうなんですけど、もう一遍確認な

んですけど、この2,400万というのは森林環境譲与税、それが令和元年度と2年度の分の1,200万ですか、それが財源というか。その歳出なんやけれども、歳出はこれ、今回も上がってないんやけれども、これは工事請負費に入っておんのかな、これ。その辺のところちょっと……。

○南委員長 当初のほうで入って……。

○野田委員 当初でも……。

○南委員長 入っていました。

また、説明お願いいたします。

○野田委員 入っておるよね、そこだけちょっと確認させて。

○竹平総務課長 2,400万の予算案につきましては、当初予算で計上させていただいております。

それとあと、森林環境譲与税につきましては、一応今確認をしている段階では、当年度の森林環境譲与税がございますので、その内1,157万9,000円、これが当年度分として充てられて、それまでに森林環境譲与税として、繰入基金として当初予算に計上させていただいた1,242万1,000円、これを合わせると2,400万ということになっております。

○奥田委員 今回、この契約変更を見ますと6億1,220万5,000円から6億3,572万3,000円ということは2,351万8,000円なんですけど、それはまた減額するんだと思うんですけど、この随意契約のこれ、どうしてこの金額になったのかと、随契やでしようがないけど、98%ぐらいかな、落札……。

○竹平総務課長 予算的には2,400万で計上させていただいておる中で、今回、市民サービス課の部分の新設とか、木質ルーバーの位置の範囲を若干変更させていただいて、前回は説明させていただいたと思います、そういう精査をさせていただいた中で2,351万8,000円ということでございます。

また、先ほどおっしゃられました差額分の48万2,000円につきましては、これは森林環境譲与税の譲与税基金への積み戻しについては、また、多分これは財政課のほうになるかと思うんですけども、3月ぐらいに積み戻しになるというふうには聞いております。

○奥田委員 それでは、分かりました。

議案第52号のほうなんやけど……。

○南委員長 ちょっとまだ51号の審査中ですので。

○奥田委員 51号でいいんですか、分かりました。

○南委員長 他に、51号についてございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので52号の補正予算のほうの審査に入ります。

○奥田委員 先ほど、僕、質疑させてもらったんですけど、これ、91万4,000円の説明、先ほどもありましたよね、総務課長。でもその財源更正の話でさっきありましたっけ今、なかったと思うんですけど。それってこれ、説明なくていいかな。

これ見ると91万4,000円が、国庫県支出金44万5,000円で、一般財源46万9,000円で取れるんですけど。

先ほども、今も説明なかったですよ、ありました。

○南委員長 できる限り具体的に分かりやすく説明を。

僕も実際、半分国から補助くれるんやろうかというような勘違いしたとかありましたんで、改めて分かりやすく説明を求めます。

○竹平総務課長 この44万5,000円につきましては、前回の補正予算の第3号、これ、第2回定例会で計上させていただきました飛沫シェードの分と1階窓口用のマルチの分の44万5,000円です。これにつきましては、今回、臨時交付金の分がここに充てられたということで、これは財政課のほうで財源の充当がなされたという部分でございます。

○奥田委員 それはそれで、飛沫防止のあれでしょう。そういうのが県支出金でもらえるということで、それやったらそれで説明あったほうがよかったかなと思うんですけど、分かりました。

それでこの報奨費なんですけど、先ほど質疑でもお伺いしたのは国家賠償法って難しいんですけど、公務員が不法行為した場合は市長なんですけど、市長でもこの自分は責任を直接は負われないというか、その後、求償権はあるんですけど直接は負えないということで裁判ですよ。

それで、先ほど着手金が26万4,000円で、経費が12万2,000円で、収入印紙は52万1,000円ということで、収入印紙はちょっと高いなという感じするんですけど、これ、やっぱり市長、弁護士を頼まなあかんものですかね。なしでいけないものですか。やっぱり税金使うというのは、ちょっと僕も気が引けるもんで。原告は実は私なんですけど、私なんだけれども。

○竹平総務課長 今回、国家賠償法に基づいてなされたということでございます。

本市としてはやっぱり応訴をどうしてもしなければ、仮に敗訴判決ということに

なれば賠償金が発生するとかそういうことになりますので、最善の対応策として、顧問弁護士についてはつけさせていただきたく、今回計上させていただいたという次第でございます。

○南委員長　　ちょっと奥田委員さんに注意をいたしたいと思います。

今回の言うまでもなく国家賠償法ということで予算計上されたということでございますので、この報償費の91万4,000円の中身については、僕は問うのは結構だと思うんですけども、ただ、そういった中身の、審査の中へ入るようなことであれば非常に当事者ですので、発言は差し控えていただきたいと思います。予算についてはオーケーです。

○奥田委員　　予算として上がっていますんで。予算の中身についてということで、お伺いしているんですけど。

このやっぱり91万4,000円というのは、非常にやっぱり税金が非常にかかるということで、そういうことを私も個人として、市長個人、市長個人やったら税金使わんでいいじゃないですか。そういうことで何とかできない、国家賠償法というのは頭にあったんやけれども、できんかなということで、裁判官にもお願いしたけど国家賠償法のことだということであればけれども。

市長も自信を持って覚えがないと言うのであれば、別に弁護士つけなくても堂々と主張されたらいかかと、やっぱりこの税金使うというのがどうしても僕はなんですけど俺、市民に申し訳ないなという、そんなことでいっぱいなんですけど、市長どうですか。

○下村副市長　　行政手続上、尾鷲市が訴えられたということになりますので、当然顧問弁護士を使わせていただきたいと思います。

○南委員長　　もし、特に市長があれば。

○加藤市長　　市として訴えを起こされたという事実なんですよ。事実ですから、それに対してこちらからとしても応訴しなきゃなんないという、そういう認識を持っています。

そうした場合に、先ほども副市長があれしましたように、市に最大限不利益を被らないように善処していきたいというようなことでございます。

○南委員長　　他にございませんか。52号について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、それでは、総務課の審査を終わらせていただきます。

次に、政策調整課。

それでは、政策調整課の議案第52号、一般会計補正予算（第4号）の所管説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、政策調整課に係る部分を御説明させていただきますが、その前に先日7月9日の行政常任委員会において説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（案）につきまして、変更点が少しございましたので、その御説明をさせていただきたいと思っております。

委員会資料1ページを通知させていただきますので、御覧ください。

少し小さいのですが、赤字で見え消しにしてあるところの表示が変更箇所でございます。

この変更箇所は本臨時議会で予算計上する際に精査を行った結果の減額ですので、特に制度等が変わったものでございませぬので少額の変更でございます。

まず、1ページ右上の全体の合計額なんですが、左端から交付金対象額が5億2,281万4,000円、交付金対象外が548万4,000円、一般財源が3,632万3,000円、総予算額が5億6,057万8,000円に変更となりました。

変更が生じた事業としては2ページ、次のページを御覧ください。

事業番号7番です。プレミアム付商品券事業は委託料、事務費が減額となり、合計額は1億5,131万6,680円になっております。ただし、事務費の予算計上額は1,000円単位となるため、106万2,000円での予算計上額となっております。

右下の第1次合計額欄は、予算額が3億3,269万7,000円、交付金対象額が2億9,493万7,000円、交付金対象外が548万円に変更となります。

続いて、3ページを御覧ください。

赤字のところでは事業番号10番、飲食店支援プレミアム付食事券発行事業は、委託料が減額となり合計額は5,452万円に変更となります。

続きまして、事業番号12番、尾鷲市SNSキャンペーンは、その他事務費が減額となり合計額が106万4,400円になります。ただし、その他事務費の予算計上額は1,000円単位のため、36万5,000円での計上となります。

事業番号17番、放課後児童クラブにおける空調換気設備整備事業は、事業費が精査により減額となり合計額が165万円に変更となります。

続いて、4ページを御覧ください。19番をお願いいたします。

小中学校空調設備整備事業は、実施設計の減額により合計額が2,920万5,000円に変更となります。

事業番号21番、新生児特別定額給付金給付事業は、その他事務費の減額により合計額が610万2,960円に変更となります。ただし、その他事務費の予算計上額は1,000円単位の積み上げのため10万4,000円の計上となります。

右下の第2次合計額欄及び第1次第2次合計額欄は御覧のとおりの変更となります。

実施計画の変更点につきましては、赤字で表示させていただいた以上でございます。

次に、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

通知させていただきます。お願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1億795万2,000円を増額し、予算額を18億8,811万2,000円とするもので、1節総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億795万2,000円の増であります。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次申請に対する交付決定額を計上いたしております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　今この別紙の資料で基づいておんですけれども、特に政策調整課の部分については先ほどの第1次分の補正予算が所管事項でございますので、併せてするわけにはいきませんので、どうします、資料の状況で各課に入っていた段階でこの資料に基づいて商工観光のほうはさせていただくもので、また、後ほどになると思いますけれども、先ほどの政策調整課の歳入予算説明はよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、取りあえず付託されておる所管については終わります。

続いて、防災危機管理室を行います。

それでは、防災危機管理室の付託案件の補正予算の説明を求めたいと思います。

○神保防災危機管理課長　防災危機管理課でございます。

議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてのうち防災危機管理課に関することにつきまして、御説明いたします。

補正予算書及び予算説明書の10、11ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 2 目防災費でございます。

補正前の額 1 億 7, 2 6 8 万 4, 0 0 0 円、補正額 1, 0 7 0 万 5, 0 0 0 円、計 1 億 8, 3 3 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

これは防災計画に掲げる目標の早期備蓄を図るものでございまして、1 0 節需用費でございますが、防災対策費、需用費、消耗品費 1, 0 7 0 万 5, 0 0 0 円の増額で詳細につきましては、資料の 1 ページを御覧ください。

事業費の内訳につきましては、避難所間仕切り 4 セットで 8 5 万 1, 1 8 0 円、毛布 1, 0 4 7 枚で 3 2 2 万 4, 7 6 0 円、備蓄用トイレとしまして 7 万 8, 6 0 0 回分で 6 6 2 万 8, 6 0 0 円でございます。

それぞれの備蓄計画の詳細につきましては、資料の 2、3、4 の項目に記しているとおりでございます。

以上でございます。

○南委員長 防災課からの補正説明は以上でございます。

御質疑のある方御発言を。

○三鬼（和）委員 今回この地方創生臨時交付金の対象事業として購入されるわけですけど、これ、備蓄倉庫というか、備蓄するところはどこになりますか。

○神保防災危機管理課長 入札後、今の防災危機管理課に入る分は入れさせていただいて、そのあとの分に関してはまた、くろしお学園のほうに入れたいと考えております。

○三鬼（和）委員 今回コロナ禍であったりとか、九州のほうでは自然災害等々があるわけなんですけど、災害は先ほども基金のことがあったんですけど多種多様というか、表現が多種多様という表現がふさわしいかどうかは別にしても、様々な災害があるわけで、これまでも議会においても視察してきたところ、特に東海地震が中心な神奈川県の小田原なんかは学校区に市がコンテナを導入して防災、いろいろな災害時のこういった毛布とともにそういったものとか。

あとは学校が避難施設に指定されておって、学校に大体 1 泊 2 日ぐらいの毛布であるとか、食べ物とかというのをするような市の全体的な防災のシステムが構築されておったんですけど、本市もいろいろ津波からいろいろやられておるんですけど、いかんせん 1 ところというか、2 ところぐらいでそのまましたって、多種多様な災害が来たときに即時に対応できるんかどうかということも含めて、こういった備えるときに当たって、その災害によって備品の扱い方というのを検討せなあかんと思うんですけど、そういったことはこれ、今後どうしていくんですか、これも含めて。

- 神保防災危機管理課長　　ふだんから委員おっしゃるとおりそういう備蓄に関してはうちも考えておりました、今の時点でも各小学校に分散配備をしている状況でございます。
- 南委員長　　他にございませんか。
- 野田委員　　この間の行政常任委員会のとちよと重複するんですけれども、要望なんですけれども、コロナ禍の避難所体験訓練というんですか、今回小学校…
- …。
- 南委員長　　野田委員さん、要望をいきなりじゃなしに、まず、これについてのまず、審査から入っていただきたいと思います。
- 野田委員　　そうか。また、後で。
- 小川委員　　避難所間仕切りのところなんですけれども4セットってこれ、4セットで大体何人ぐらい入るんですか、これで。
- 大和防災危機管理課長補佐兼係長　　間仕切り1セットのおよその広さなんですけれども、4畳半が三つ、3畳が三つ、それくらいの部屋、六つの部屋がワンセットのような形で出来上がりまして、コロナ禍において、そういった感染の疑いのあるような方であれば1部屋1人のような活用方法が望ましいのではないかなというふうなことは考えております。
- 小川委員　　これ、間仕切りの中に段ボールベッドも含まれていると思うんですけれども、これ、1セットの中に段ボールベッドは幾つ入っているんですか。
- 神保防災危機管理課長　　二つでございます。
- 小川委員　　4セットで、じゃ、8人分ぐらいしかないということなんですよね。段ボールベッドって、昨日からテレビでもやっていましたけど、普通の段ボール潰して、お金かけなくてもできるという方法ありますんで、そんなにも工夫したほうがいいんじゃないかと思って、その点はどうなんでしょうか。
- 神保防災危機管理課長　　委員おっしゃるとおり、ふだんの段ボールを活用して、その上にうちの毛布、敷きマット、そういうのを置いたりして活用する方法も一応考えておりますので、そういった活用も考えております。
- 南委員長　　他にございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 南委員長　　ないようですので、特に要望という野田委員さんのあったけど、特に臨時会の常任委員会ですが、特に許可いたしたいと思います。簡潔にお願いいたします。

○野田委員 委員長、ありがとうございます。

これの配備計画、備蓄計画等は今回これに資金等も書かれているんですけども、やはりそれに伴うやっぱり訓練計画というものも今後やっぱりコロナ禍の訓練計画というのを特に要望しますので、その点についてちょっと一言、課長お願いします。

○神保防災危機管理課長 今御存じのようにコロナ禍で、訓練のほうはふだんの訓練というわけにいきませんので、各自主防であるとか、団体様にはこういうときを踏まえて、備蓄の再確認であるとか、できることをやってもらうという形で今そういう形で訓練を進めております。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、防災危機管理室を終わりたいと思います。

ここで1時10分まで休憩をいたします。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午後 1時08分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を続行いたします。

次に、市民サービス課の付託議案の説明を求めます。第52号です。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてのうち市民サービス課に係るものにつきまして、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書(第4号)及び予算説明書並びに行政常任委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費は、補正額610万4,000円を追加し17億8,265万6,000円とするものでございます。新生児特別定額給付事業610万4,000円の追加でございます。事業内容については資料2で御説明申し上げます。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。

この事業は新型コロナウイルス感染拡大が全国的に深刻化した中、妊娠、出産を経験し本市で新たに市民となった子供を養育している方への経済的な支援を行うことを目的に実施するものでございます。

その給付対象者は令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生し、出生日から給付金申請日まで引き続き市民である新生児の方としており、受給権者は給付対象者を出産し、給付対象者の出生日から給付金申請日まで引き続き給付対象者と住民票が同一世帯に属する市民の方としております。

給付額といたしましては、給付対象者1人当たり10万円、60人の給付を見込み事業費を600万円、事業実施のための消耗品費、通信運搬費等事務費を10万4,000円と見込み予算計上いたしております。

また、財源といたしまして、その全額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業と予定しております。

説明は以上でございます。

○南委員長 市民サービスのただいまの説明に対して、御質疑のある方は御発言を願います。

○奥田委員 1点だけちょっと確認なんですけど、政策調整課がつくった資料の中で事業の対象で、この前、ちょっと言おうと思って言えなかったんやけれども、令和2年4月28日から12月31日に出生した子を持つ母親ということになっておるんですけど、これでいいんですか。保護者とか、そんなんやったら分かるんやけど、母親に支給するということ。

○宇利市民サービス課長 受給権者ということで、特別定額給付金と同じように受給権者を絞らせていただいております。

その中で、対象者としては出生者なんですけれども、出生者は新生児なので申請できないということで基本的には母親の方を受給権者として、何か申請までの間にいろんな要件が出てきた場合は同一世帯の方を受給権者とする場合があるかと思うんですけども、基本的には母親の方を受給権者としております。

○奥田委員 やっぱり妊娠、出産したら母親のほうやもんでということなんですか。でもこれ、あまり例がないと思いますけど、保護者が例えば父親だった場合ってどうなるの、これは。それはちょっとあり得ないのかな、それでも母親に。

○宇利市民サービス課長 通常でいけば保護者というのは2名が一般的だとは思いますが、いろんな事情がございますので、基本的には新生児の方と同一世帯の方になる場合があるかと思えます。

○南委員長 そうやな。例えばシングルマザー等の問題もあることから、母親というのが一番適切ではないかなというような、思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、今回の新生児に対する特別手当については、市
独自で、まだ三重県下でも3市町ですか、がやっていることで、委員会からも要望
があったということで、今回速やかに対応していただきましたことを高く評価いた
したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次に、福祉保健課の議案第52号の補正予算の説明を求めたいと思
います。

○内山福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決
についてのうち福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明
をさせていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8、9ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2,480万3,0
00円の増額は、1節社会福祉費補助金168万円の増額で、介護保険事業費補助
金168万円でございます。

これは新型コロナウイルス感染症影響下において居宅での健康を維持するために
必要な運動、口腔ケア、食生活等に関する動画を制作し、放送する放送するための
補助金でございます。

次に、2節社会福祉費補助金2,312万3,000円の増額は、母子家庭等対策
総合支援事業補助金2,312万3,000円でございます。これは新型コロナウイルス
感染症の影響により子育てと仕事を1人で担う独り親世帯に子育て負担の増加
や収入の減少を支援するための補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金400万円の増額は、
2節児童福祉費補助金400万円の増額で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支
援交付金400万円につきましては、保育園等における新型コロナウイルス感染症
拡大防止対策のための物品購入等に対する補助金でございます。

次に、歳出でございます。次ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費252万円の増額は、細目在宅援
護事業252万円の増額で、次ページをお願いいたします。

委託料の在宅フレイル予防VTR制作放送委託料250万円は、新型コロナウイ

ルス感染症の拡大防止のため、介護予防教室をはじめとする通いの場の多くが活動を自粛、縮小しており、居宅においても健康を維持するために必要な運動、口腔ケア、食生活等に関する動画を制作し、放送するための委託料でございます。

内容につきましては、資料1で御説明いたします。通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、在宅フレイル予防推進事業につきまして御説明いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために介護予防教室をはじめとする通いの場の多くが活動を自粛あるいは縮小を余儀なくされており、こうした状況が長期化しますと高齢者の閉じ籠もりや運動不足などの生活不活発が増大するだけでなく、通いの場の活動再開が困難になり、地域のつながりも弱まるのが危惧されます。

そこで、自宅で過ごす時間が長くなることが想定される高齢者の方々に對しまして、健康を維持するために必要な情報の動画を作成し、広報を行い、取組を促すことにより介護予防の推進に資することを目的としたものであり、主に65歳以上の高齢者の方々を対象とした事業でございます。

内容といたしましては、介護予防に効果的な運動、低栄養予防などの食生活改善指導、口腔ケアあるいは認知症予防トレーニングなど、高齢者の方々の関心を引き、自宅でも健康を維持する行動につなげていただける内容のVTRを本市の保健師などが考案、出演したものを10種類程度制作し、9月から3月までの6か月半、ケーブルテレビで放送するほか、ワンセグ放送やインターネットでの配信を予定しております。

また、希望される方にはDVDの貸出しを行うほか、高齢者施設にも配付し施設でも取り組んでいただけるようお願いいたします。

事業費といたしましては、252万円であり、需用費、消耗品ですが2万円、放送や映像編集などの制作委託料が250万円でございます。

なお、財源につきましては、介護保険事業費補助金が168万円であり、残りは84万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

以上でございます。

○内山福祉保健課長 予算書にお戻りください。通知をさせていただきます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費38万4,000円の増額につきましては、細目生活困窮者自立支援事業費38万4,000円の増額で、委託料の感染症の影響に伴う生活困窮者自立支援事業委託料38万4,000円は、新型コロナウイルス

ス感染症の影響を受け、離職または減収により生活に困窮している方に対して当面の間の食料及び生活雑費を支給するための委託料でございます。

内容につきましても、資料2で御説明をいたします。通知をさせていただきます。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　それでは、資料2を御覧ください。

感染症の影響に伴う生活困窮者自立支援事業について御説明申し上げます。

この事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症により離職または減収により生活に困窮している方々に対して、当面の間の食料及び生活雑貨を支給することにより再就職、増収までの間の生活の安定を図ることを目的とした事業でございます。

具体的な内容といたしまして、世帯人員に応じて必要となる食料及び生活雑貨を2週間単位を1パックとして1万2,000円程度の食料及び生活雑貨を支給するものでございます。支給品の例としましてお米やレトルト食品、カップラーメン、缶詰など常温で保存できるものや歯ブラシや石けんなどの日用品でございます。支給につきましては、その世帯に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

事業費につきましては、38万4,000円で委託料でございます。社会福祉協議会に委託して実施したいと考えております。

社会福祉協議会に委託する理由といたしましては、現在、生活困窮者自立支援事業や家計相談支援事業等各種相談事業を委託しており、相談内容によりこの事業につなげやすいことが主な事由でございます。

財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

以上でございます。

○内山福祉保健課長　予算書にお戻りください。通知をさせていただきます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費215万円の増額は、細目放課後児童健全育成事業215万円の増額で、工事請負費165万円は尾鷲幼稚園の2階で運営を委託している放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のための空調機取替え工事でございます。

負担金補助及び交付金50万円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括事業補助金50万円で、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒液等の衛生用品購入費用に対する補助金でございます。

次に、2目児童措置費929万8,000円の増額は、細目保育所事業929万8,000円の増額で、負担金補助及び交付金929万8,000円のうち新型コロ

ウイルス感染症緊急包括支援事業補助金350万円は、保育園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒液等の衛生用品購入費用に対する補助金でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症保育環境整備事業補助金579万8,000円は、尾鷲第一保育園及び尾鷲乳児保育園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための空調機取替え工事でございます。

ただいま御説明しました放課後児童健全育成事業と保育所事業の内容につきましては、資料3、資料4のほうで御説明をいたします。資料のほう通知させていただきます。

○芝山福祉保健課係長 それでは、資料3、放課後児童健全育成事業につきまして、御説明申し上げます。

目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急または今後必要となる感染拡大防止のための備品等の購入支援及び感染対策の徹底を図りながら事業を継続できるよう環境を整備し、児童が安全な環境で快適に過ごすことを目的としております。

内容につきましては、1、放課後児童クラブ空調設備改修工事です。尾鷲幼稚園2階にありますわんぱくクラブに設置しております空調機2基の改修工事を行います。予算額といたしましては、165万円になっております。

続きまして、2番、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業です。

感染症対策に必要な備品等購入費等を補助するものです。対象経費といたしましては、感染防止のための衛生用品及び備品、施設等の消毒、感染症予防の啓発等が該当になります。予算額といたしましては、50万円計上いたしております。

事業費といたしましては、上記二つの事業につきまして215万円、内訳としまして工事請負費165万円、補助金として50万円を計上させていただいております。

財源内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、全額補助になっておりますが50万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金165万円を予定しております。

続きまして、資料4、保育所事業につきまして御説明申し上げます。

目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急または今後必要となる感染拡大防止のための備品等の購入費、購入支援及び感染症対策の徹底を図りながら事業継続できるよう環境を整備し、児童が安全な環境で快適に過

ごすことを目的としております。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、感染症対策に必要な備品等購入費を補助するものです。対象経費といたしましては、放課後児童健全育成事業と同じものになります。予算額は350万円計上いたしております。

2番、新型コロナウイルス感染症保育環境整備事業です。保育園に設置している空調設備の改修費用を補助するものです。

尾鷲第一保育園及び尾鷲乳児保育園の空調設備6基を改修対象としております。予算額は579万8,000円を計上いたしております。

事業費といたしましては、929万8,000円、内訳は全額補助金でございます。

財源内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率10分の10のもので350万円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金579万8,000円を予定しております。

以上です。

○内山福祉保健課長 予算書にお戻りください。通知をさせていただきます。

次に、3目母子福祉費2,312万3,000円の増額は、細目ひとり親家庭等への臨時特別給付金給付事業2,312万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を1人で担う独り親世帯に子育て負担の増加や収入の減少を支援するための臨時特別給付金給付事業でございます。

内容につきましては、資料のほうで御説明いたします。

資料5を御覧ください。通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、ひとり親世帯臨時特別給付金につきまして、御説明させていただきます。

本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を1人で担う独り親世帯に特に大きな負担が生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため臨時特別給付金を支給するものであり、全国的に実施するものでございます。

今回の給付金の対象といたしましては、18歳までの児童もしくは20歳未満の障害をお持ちの児童を養育されている独り親家庭の方で一定の条件を満たす方となります。

給付の種類には基本給付と追加給付がございまして、まず、基本給付の対象者に

つきましては、大きく分けまして児童扶養手当を受給されている方とされていない方に分かります。

まず、対象者の位置につきましては、本年6月分の児童扶養手当を受給されている方でございます。こちらの方につきましては、申請は不要でございます。ただし、辞退される場合には届出が必要になります。

次に、2または3の方につきましては、公的年金を受給されていたり所得が高いなどの要件によって児童扶養手当を受給されていない方になります。こちらの方は申請が必要となります。

2の方につきましては、公的年金を受給していることにより児童扶養手当を受給していない方のうち収入額が児童扶養手当の支給制限限度額を下回った方が対象となります。

3の方につきましては、新型コロナの影響を受けて収入が減少し直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方が対象となります。収入減少の確認は本年2月以降の収入で判定いたします。こちらの方は6月以降に独り親家庭になった場合でも対象となります。

次に、基本給付に上乘せされる追加給付の対象者ですが、先ほど御説明いたしました基本給付の1または2の方が対象となります。よって、3の方は対象となりません。

また、1または2の方のうち新型コロナの影響を受けて家計が急変し収入が大きく減少しているとの申出があった方を対象としております。こちらにつきましても、申請が必要となります。

給付額につきましてですが、基本給付は1世帯当たり5万円、子供さんが2人以上いらっしゃる方は1人につき3万円が追加されます。ですので、子供さんお一人の場合は5万円、お二人の場合は8万円、以降11万円、14万円というふうになります。

追加給付につきましては、1世帯につき5万円が基本給付に追加されます。

実施方法といたしましては、先ほども御説明いたしました。基本給付1の方は申請は必要ありませんが、受け取りを希望されない場合は拒否する届出が必要になります。その他の対象の方につきましては、申請が必要となります。

なお、対象と見込まれる方には7月下旬に御案内を送付させていただきます。

また、支給日につきましては、申請の必要がない基本給付1の方につきましては、8月11日を予定しております。

その他の方につきましては、8月以降に申請頂き、審査後、順次振込させていただきます。

次ページを御覧ください。

対象見込み数といたしましては、基本給付が195世帯、第2子以降が100名、追加給付につきましては、162世帯を見込んでおります。

事業費といたしましては、総額2,312万3,000円であり、内訳としましては事業費が2,000円、振込手数料や郵送料の役務費が5万4,000円、システム改修費が221万7,000円、給付金が2,085万円であり、財源は全額母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金でございます。

以上でございます。

○内山福祉保健課長 予算書にお戻りください。通知をさせていただきます。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費は、補正額はございませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財源更正でございます。

以上が福祉保健課の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の御説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員 先ほどの独り親世帯の臨時給付金のことについて、ちょっとお伺いします。

基本給付のところは分かるんですけど、追加給付というのは1、2の支給対象のうちと書いてありますけど、これ、2回頂けるといふことなんですか。

1回あれと……。

○南委員長 基本給と。

○小川委員 扶養手当を受けている方と2番とありますよね、これ、1回基本給付頂いて、追加給付というのはどういう意味なんですか。

○内山福祉保健課長 基本給付に追加された形で5万円を上乗せすると。ですので、追加という意味で。

（発言する者あり）

○内山福祉保健課長 そういうことになります。10万円追加という意味です。

○小川委員 それから、家計急変した方も出てくると思うんですけど、その場合は、この対象になっていない方で家計が急変した方というのは申請しても頂けないということなんですか。これ、頂けるんですか。

○内山福祉保健課長 追加給付につきましては、先ほど御説明しましたように1、2の方が該当するということをごさいますて、今既に児童扶養手当を受給している方でも収入が減少すると追加でいただけると。

②の方についても児童扶養手当の支給を受けていない方、公的年金等によって受けていない方でもこういった状況に陥った方については受けることができます。ただし、3については追加給付の対象外ということをごさいます。

○小川委員 これって独り親家庭でも所得の多い方というの対象にならないんですよね。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 3の方になるんですけれども、独り親であっても、収入が基準を上回る方については対象外ということになります。

○小川委員 そういう方が急激に、コロナの影響で収入が激減した場合に追加で申請すれば頂けるということなんですか。

○内山福祉保健課長 児童扶養手当の基準の対象となる額まで下がった場合、収入が減収した場合は対象となると。

○小川委員 これの対象期間というのは、いつまでなんですか。いつまで、例えば12月に影響で下がった場合とか、そういう場合でも対象になると、いつまでなんですか、対象期間は。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 家計急変者につきましては、2月末までの申請期間を設けております。それまでに申請していただければ対象ということになります。

○南委員長 他にございせんか。

○奥田委員 今の話ですけど、この追加給付の家計が急変し、収入が大きく減少と、この基準というのはどのぐらいなんですか。

○内山福祉保健課長 この件については、国、県のQ&Aというか、質疑応答があるんですけれども、その解釈からいきますと定量的な一定の基準は今現在設けられておりません。

ですので、幾らから幾らに下がったとか、何割程度下がったとかというような今現在基準が設けられていない状況で、本申請の際に私どもと聞き取りと申しますか、させていただいて、その際に申請を頂くという今現在そういった状況でございます。

○奥田委員 そういう曖昧な形で大丈夫ですか、それ。ケースバイケースってことですか、じゃ。

○内山福祉保健課長 そもそも制度は、ここに書いていますように家計が急変

し収入が大きく減少していると申出があった場合ということでございまして、昨年の何割減になったとかというのは、定量的な基準というのは現在設けられておりませんので、その辺も私どもちょっとこの辺、ちょっと詳細困ったものですから問合せはさせていただいているんですけども、今現在そういった回答しか頂けていないという状況でございまして、今後、新たな情報が入ってきまして、その辺についても周知はさせていただきますけれども、現在ではこういった状況でございます。

○奥田委員　　ちょっとそんなんでもいいかと、国のほうもちゃんと示してほしいですよね、ある程度指針をね。

それと、もう一点だけ、市のほうで最初の5月のときに独り親家庭に対して児童扶養手当、1万円渡したでしょう。だから、そういうことが、これは国やけれども、そういうのがやっぱり一目で分かるようなパンフレットとか何か、やっぱり欲しいなという感じはするんですけど、その辺、福祉保健課で考えていることあります。

○内山福祉保健課長　　今回のこのひとり親世帯臨時特別給付金が御承認を頂ければ、8月1日の広報に掲載をさせていただくということで今現在考えておりまして、それとあと、このほかにも当然経済支援の対策の施策がございまして、それについてはほかの課も併せた形で経済支援策というのを知らせるような形を取っていきたいと、このように考えています。

○奥田委員　　ぜひそうしてやってほしいんです。

というのはやっぱり市役所としては市のものというのが中心になっていくと思うけど、市民の方々からすれば県の事業であろうと、国の事業であろうと直接関係ないじゃないですか。自分たちが幾ら補助あるのかとか。

だもんでやっぱり総合的な何か欲しいですね。市民の立場に立ってちょっときちっと広報してやってほしいと思います。

○濱中委員　　今の多分、奥田さんの話とかぶるところがあるのかなと思うんですけども、同じように子供に対する補助金のところで、先ほどの市民サービス課の新生児に対する補助金の事務費と福祉の事務費にちょっとその人数にしては大きく開きがあって福祉のほうはかなり安いなと思って見比べてみたんです。

これは福祉課長ではなくて、多分市長か副市長にお答え頂くのかなと思うんですけども、新生児のほうは広告料が入っているんですよ。6万少し。そういったところを子供に対する補助金であればまとめて一つの広告の中に一緒に市民サービスと福祉が相乗りをするような形で広告料を使う広告の中に載せるというような考えはできないのかなと思うんですけども、いかがですか。

○下村副市長　その辺につきましては、担当課と協議しながら、できるだけ特に
広告料、これにつきましては、合同で載せられるものであれば載せていきたいと思
っておるところです。

○濱中委員　恐らく、この今回の福祉のほうの補助金に関しては広告料というも
のがないので、恐らく公的なものだけということですね、そういう理解でよろしい
んですね。

○内山福祉保健課長　事務費については対象にはなるんですけれども、広告料に
ついては恐らく補助事業の事務費ということでの対象には今現在にならないという
解釈での上でのこういった予算計上という形でございます。

○濱中委員　それならばなおのこと、同じような年代の方が御覧になるような広
告のところでできるだけ同じような人が対象になるものはまとめていただければと
思います。

よろしく願いいたします。

○野田委員　在宅フレイル予防推進事業について2点確認させてください。

これは一つはZTVのほうで委託して、こういうビデオを作成するということな
んですけれども、その中身についてはどのような内容というか誰、ちょっと分かり
ませんが、そういう専門的な人に監修を受けるとか、どういう形になるんですか、
中身について。

○内山福祉保健課長　株式会社ZTVに委託をお願いをする予定でおりますけれ
ども、内容につきましては放送料とか、撮入れとか、編集料とかとありますので、
その編集のところ当然そのプロの方が関わっていただくし、撮影についても委託
先の事業者さんが撮影をするということで今検討しております。

ただし、出演者については市の職員の保健師であったり、栄養士等が出演して、
身近な形で市民の皆さんに御覧頂けるというような形で作成したいと考えておりま
す。

○野田委員　楽しい動きの取れるようなのをひとつよろしく願いしたいという
ことと、あと、午前中の楠委員の質疑のことで、やはり地方創生臨時交付金を使う
予定だということですので、やっぱり実施計画から実際に成果があったんかどうか
とか、やっぱりそこら辺はちょっと再度、そういうのをちょっと成果として上がっ
てくるのかどうかという分を十分把握していただいて、こういう対策に役立ててい
ただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○内山福祉保健課長　おっしゃるとおり事業を実施するに当たっては、その実施

をした後の評価、検証というのは当然必要なことでございます。

ただし、この今回のフレイル予防については、放送していた方が見た方と見なかった方との差というのの比較をどうするかというの、非常に難しいところがございますので、ですのでこれを見ていた方が今後、各コミュニティーセンター等で集まってきたら当然、コロナが治まった頃にはそういった集まりもありますし、そういったところで御意見をお聞きするなり、アンケートといいますか、そういった形で御意見を伺うという形を今のところ取る予定というか、そういう考えで今のところ現在います。

○野田委員 ワンセグでも流すということで、スケジュールというか計画もきちっとワンセグまたは広報等で流すということですので、その点、十分よろしく願いたいと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員 ひとり親世帯臨時特別給付金ですけど、先ほどから小川委員とか、奥田委員が聞かれて、これ、追加給付の場合の目安って国がまだ示していないとかと言っていたんですけど、もともとの給付対象者というのが児童扶養手当を受けられる所得の人と判断した場合に、例えば大幅に所得が減るというか、例えば1,000万所得があった人も500万に下がったところで、こういう対象にはならないので、もっとこれ、こういうふうに上げてある以上は目安というのをきちっと調べて。

我々ももし問われたときにどういった方が対象になる、極端に下がったからすぐ対象になるかどうかとは違うと思うので、もう少しそれ詳しく、今予算計上した中ではどういった方を対象にされたんかということをもう少し説明していただきたいなと思うんです。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 今回の給付金は児童扶養手当を受けている方と、受けていない方であっても家計急変者であれば基本給付は受け取れることとなります。

追加給付につきましては、家計急変者、基本給付でいうところの3番ですね、3番は対象外となりますので、ある程度の収入が児童扶養手当の基準に近い方が対象となりますので、1,000万円ぐらいある方というのは対象にはちょっとなりにくいのかなというふうには考えております。

○三鬼（和）委員 大幅に所得が下がった方と言われても、結局は児童扶養手当世帯に近いような所得になったときに対象となり得るかどうかを検討すると我々を

受け取ったらいいんですか。どうですか。若干の基準としてどうなんですか。

○内山福祉保健課長 先ほども説明をさせていただきましたけれども、例えば幾らから幾らに減ったってやったりとか、昨年から何割減ったというようなその定量的な基準というのは全く示されていないわけでごさいます、その申請があった際に記入頂く申請書の中で聞き取りをする中で、我々としては受け付けをさせてもらって、その方が対象になるかどうかというのは今後、その県とかの情報も含めて調査というか、審査していきたいと、このように考えております。

○三鬼（和）委員 だから対象になるべきかどうかというのを目安等、要るわけじゃないですか。漠然と減ったって言ってもまだ500万所得があるとか、そんな人だったら対象にはならないと思うんです。

ですので、我々の受け止め方としては児童扶養手当を受けるぐらいまで下がった方というか、そのように生活困窮してきたというのを一応のめどとされるのかどうかと、市としてはどうなんですか。

いろんな方が相談に来ると思いますけど、その辺、全部県に委ねるんですか、どうなんですか。

○内山福祉保健課長 今の御質問なんですけれども、どの程度あった収入がどの程度まで下がったとかというようなことすら、ちょっと今示されていないくて、ここにも表現させてもらっていますように感染症の影響により家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった場合ということでごさいます、幾らが幾らとか、何割減ったとか、そういう基準が設定されていまして私どもも市民の皆さんに数字としてお示しはできるんですけれども、今の状況ではこういった表現でせざるを得ませんので。

ただし、こういう制度がありますといったことについては十分周知をさせていただいて、その申請というか、問合せの中で審査をしていきたいということで、今後、もう少し国のほうから詳細というか、ある一定の基準が示されて、また、そういうお知らせをしていきたいとこのように考えています。

○三鬼（和）委員 なぜ聞くかというのと、ある程度の目安がないという不公平があっても困りますので、こういう掲示をしてきたわけですから、いつまでも県との協議とか云々よりかも、やっぱりこの辺の基準をきちとした上で市民の皆さんに相談してくださいという呼びかけをしないと。誰でもかれでも下がったよと言ってきた上で対象にならなんだとか、なったとかとなるというのと、また、これも感情的な問題もありますので、できたら県と早く詰めていただいて、そういった基準等

を含めたものをまた、委員会等に示していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○内山福祉保健課長 資料の次ページのほうで見込み数というところがあるかと思うんですけども、基本的にはまず、独り親家庭ということでございますので、対象者はある一定、限られてきますので、私どもとしてもその対象者の把握はある程度は可能としておりますので、そういった意味ではもれのないような形で進めていきたいとこのように考えています。

○小川委員 先ほどのフレイル予防のところちょっとお聞きしたいと思うんですけど、フレイルって健康な高齢者の方が介護認定されるまでに虚弱体質というんですか、その体質になるのがフレイルというと思うんですけど、この在宅フレイル予防ということは、その介護の重症化予防とはまた別口で、健康な虚弱体質の方に対しての予防の政策なんですか、これは。

○内山福祉保健課長 フレイルは確かにおっしゃるように虚弱という意味でございまして、私どもの考えていますのは、要支援の方で今比較的元気な方で要介護を受けるまでもない方が要介護1以上にならない、進行するのを極力抑えるといえますか、ならないようにするための予防対策ということで、そこに重きを置いております。

○小川委員 外出自粛でどんどん重症化している方もいると思うんですけども、そういう方は対象には、そういう予防体操とかそんなんは入っていないわけなんですか。

○内山福祉保健課長 今御意見ですけれども、全く入っていないというわけではなくて、確かにその方の症状というか、体調によっては介護度が違いますので、その介護度のこの放送についてはそういった対象の方でも運動可能なものというのも含めることは可能かとそのように思っております。

○小川委員 これ、フレイル予防と書いてありますけど、介護予防と理解していればいいんですか。

○内山福祉保健課長 介護予防といいますか、要介護認定の1以上にならないような形で今現在審査をされていない方あるいは要支援2までとどまっている方、そういった方の要介護に移行するのを極力事前に防いで継続、維持していくという考え方でございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので付託議案については終わりたいと思いますが、ここで福祉保健課から1点、報告事項として前回の委員会でもお示しされたんですけれども、9月定例会上程予定の福祉保健センターの空調整備事業についての報告を求めたいと思います。

○内山福祉保健課長　ちょっと資料だけ、通知させていただいていいですか。

○南委員長　資料もお願いします。

○内山福祉保健課長　福祉保健センターの区……。

○南委員長　ちょっと待って……。鍵かかっていたがや。ロックかかっているがな。

○内山福祉保健課長　すみません。ちょっとまず、御説明のほうだけさせていただきます。

福祉保健センターなんですけれども、6月26日に最高気温が35度になった日があったと思うんですけれども、その日の午後からエアコンのほうで冷たい風がなくなってきたというか、冷風じゃなくて送風といったような状況になりました。

それは完全に壊れているというわけではなくて、午前中はエアコンは効くんですけれども、建築後20年経っていますものですから、その老朽化ということもありますし、機能低下ということもあるんでしょうけれども、そういったことで冷氣から送風へと午後については切り替わってしまうということで6月26日以降、建設課や事業者さんとも協議をしましてまいりました。

保健センターの空調設備につきましては、全面的に老朽化ということで全面改修を今後予定しております、特にそういう予定をしているものですから、あまりこの経費をかけずに何とか職場環境であったり、貸し館の環境整備を行うということを検討しました結果、床置き式といたしまして、こういった壁に取付けるやつじゃなくて、地面というか床に置くタイプで、壁に穴を開けるタイプではないやつをレンタルするほうが一番経費が安くなるということが分かりましたので、福祉保健センターの2階の事務所と1階の社協さんの事務所に現在保健センターの維持管理費に予算計上していますところから予算流用させていただきまして、対応をさせていただきたいと思ひまして、その件について御報告をさせていただきます。

○南委員長　金額的には。

○内山福祉保健課長　金額的にはレンタル料と電気の配線整備を合わせまして3か月間、7月16日から10月15日までの3か月間のレンタル、設置及び撤去も含めてなんですけれども、84万9,200円となっております。

○南委員長　今の資料を持ち回りで回しておりますので。

特に市長あれですね、クーラーについては老朽化も著しいことから、かくも経年劣化過ぎておる設備が結構あるということで、最近予算流用ということがクーラーが多いわけですので、できたら設備の年次計画辺りを立てていただいて、壊れて修理するんじゃないしに事前に計画に基づいた工賃というのにも必要じゃないかなというように考えておりますので、ぜひともそういった方向で考えていただきたいなと思います。壊れて修理するのではなくて。

○加藤市長　　今回、福祉保健課長が申し上げておりますように、かなりやっぱり20年経っていると。経年劣化というのはこういうのは大体、計画立てるは大体分かると思いますので、その辺の計画というのを立てたいと。

たまたま今回、いろんな避難所対策云々等々のこういう交付金等々で使えますので、それを流用させていただきながら、今後のやっぱりうちの、もちろん当時は公共施設というような全体の話からもう一つ附属品等々についてもこれは必要な話だと思いますので。

先ほど申しましたような形で、特に健康福祉センターのほうのこれをちょっとやらせていただきたいと思っております。

○南委員長　　ぜひともお願いいたします。

では、福祉の何かありますか。

○奥田委員　　そうしたら今80万9,000円、レンタル3か月するということですが、この8,000万の工事というのはどうなる。これ後でまた、これ、3か月後にやる……。

○南委員長　　説明をお願いします。

○内山福祉保健課長　　この間、地方創生臨時交付金のほうの事業計画ということでお示しさせていただいた際は、福祉保健センターのエアコン整備ということで8,000万ということで計画を上げさせていただきました。

その点につきましては、今後の定例会のほうで予算審議をしていただくべく今調整をさせていただいている、今回のものは暫定的なというか、緊急的措置ということで3か月の間、エアコン設置をさせていただきたいとこのように考えています。

○南委員長　　これ、補助対象にならないんでしょう、リースは。

○奥田委員　　これ、地方創生の臨時交付金、第2次補正の分も3億8,000万ぐらい入るということを見越した上でのこれ、予算ですよ。これ、この前の委員会のときもちょっと不思議に思ったんですけど、だったらこれ、今回この臨時会で予算計上というのはできなかったんですか、これ。

これと聖光園の2,000万もありますよね、空調。だからこういうことがあるからやっぱり夏の暑い時期の前にやっぱりやったほうがいいじゃないですか。できるだけ早く。

○内山福祉保健課長 保健センターと聖光園については、規模的にも相当大きな規模でございまして、今どういった改修の仕方が一番安定的で低価でできるのかといったようなこと、今の設計といたしますか、そういったことを調査しておりまして、今回の臨時会には日程的にちょっと間に合わすことができませんでした。

○南委員長 そういうことで、あくまでも社協の光熱水費で予算流用をすると理解でよろしいんですか。取りあえず、差し当たっては。

○内山福祉保健課長 (聴取不能)

○南委員長 分かりました。

福祉保健は終わります。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時06分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、水産農林課付託議案の説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 それでは、続きまして、水産農林課、水産物消費喚起PR動画制作事業について御説明申し上げます。

予算書14ページ、15ページでございます。通知をさせていただきます。

5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費補正額200万円でございます。内訳は水産振興一般事務費における12節水産物消費喚起PR動画制作業務委託料でございます。

詳細は資料にて御説明をさせていただきます。資料を通知させていただきます。

目的といたしまして200種を超える魚種が魅力の本市の水産物につきまして、三枚おろし教室の開催や定置網や養殖現場の動画を撮影しユーチューブなどに掲載するなどの漁食普及を進めております。

また、このコロナ禍におきまして、養殖マダイの販売促進として市内外のスーパー等に御協力を頂き、PR動画を流しながらの販売強化キャンペーンを展開しているところでございます。

こうした動きを一層拡大、助長するため、旬の天然魚や養殖魚のPR動画を制作

し、まずはプレミアム付商品券の発行に併せて利用を促すなど市内水産物の消費消費喚起を図り、相乗効果を創出してまいります。

業務の概要といたしましては、二、三分程度の動画を旬などに合わせて随時10本程度制作しようとするもので動画の主な場面といたしましては、尾鷲市の風景や魚市場の水揚げ、競りの様子、市場でのそれぞれの皆様の作業の様子などの撮影を行い編集するものでございます。

ただし、本数や詳細につきましては、業者や漁業者の皆様との打合せにより決定をしてみたいと思いますので、若干変動があることを御了承ください。

制作後の活用イメージといたしましては、市内向けと市外向けの2タイプを作成することとしております。

市内向け動画は市民が食べたくなる、作りたくなるような料理、商品の紹介動画、また、市外向け動画につきましては、市内の魚取扱い事業者等が取引をしております都市部の飲食店、レストランやそのお客様に産地としての尾鷲市をPRできる内容のものを考えております。

特に都市部のレストラン等ではスマートフォンからQRコードで 유튜브 上のPR動画を読み込み、食べながら産地としての尾鷲を知ってもらえるような仕掛けを考えているものでございます。

また、尾鷲市の公式ツイッターや 유튜브、また、市のホームページなどにも掲載してまいります。

事業費は、委託料で200万円でございます。

以上で、水産農林課の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いいたします。

○南委員長 御質疑のある方。

○濱中委員 これはこれからやられるものなんですけれども、これまでもしばらく前からスーパーのほうで鮮魚売場のほうで、動画を幾つか拝見しておりますけれども、これまでのスーパーなんかの反響であるとか、成果などを調査しているようでしたら、その辺りを聞かせてもらうというようなことがあったら教えてください。

○芝山水産農林課長 尾鷲市の独自の動きといたしましては、5月23日から市内の主婦の店さん7店舗、それから、イオン尾鷲店さん、それから、プロマーケット津店という津のスーパーさん、ここにお願いをいたしまして土日を中心にマダイフェアというものをやっていただいております。

直近の数字というのは申し訳ございません、まだ調査していないんですけれども、

今月当初ぐらいでは、全部合わせて大体1,500匹ぐらいの売上げになっているということで特にスーパーさんのほうでも大変好調なのでしばらくちょっと継続をしてやりたいですというようなお声も頂いております。

○濱中委員　　もう一点、この200万円の委託先を教えてください。

○芝山水産農林課長　　まだこれからプロポーザルで選定をしていきたいというふうに考えておまして、県内辺りの登録の業者さんでそのプロポーザルをしていきたいと思っております。

○小川委員　　今大型定置が休業に入りますよね、ほとんどが。どういう魚を対象に考えているのか。

養殖魚の場合はタイとかありますけど、大型定置の場合は一番魚の少ないときで、旬の魚も今ほとんどないようなときにどういう魚のイメージしているのかなど、もしあれば。

○芝山水産農林課長　　大型定置につきましては、先週ほとんど網を上げているということで、現在操業しているのは小型の定置になりますので、今のところ随時随時撮っていきますので、大型定置がまた再開したら、またそちらのほうも撮影をしていきたいというふうに思っております。

○小川委員　　大型定置再開というと10月、11月になってからも続けてやるということなんですか。

○芝山水産農林課長　　まず、1本目につきましては、最初はプレミアム商品券に合わせてつくりたいものですから、まず、1本目は10月ぐらいには出していききたいというふうに思っているんですけども、随時随時、旬の魚も代わってきますので、事業期間の2月末ぐらいまでは随時随時、撮影、編集のスケジュールを組んでいきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　　ちょっと委託料200万のことで伺いたいんですけど、この業務概要の中には魚料理の撮影というのがあるんですけど、こういったところの魚料理する予算なんかも含まれておるんですか、どうなんですか。

○芝山水産農林課長　　200万円の中にはプロポーザルをして、また、企画提案を頂きたいと思っております、我々の思いとしては市内の皆さんには魚を見せるだけではなくて、料理やレシピの提案までいったほうが、買って自分でやってみようというような意識までたどり着くのではないかなというようなことで仕様をつくらせていただきたいと思いますと思っております、そういった料理をつくったりというような経費も含めて予算を組んでおります。

○三鬼（和）委員　　こういった魚というんですか、生産者のものについては少し前にも錦でタイの水揚げしておるところとか、串本へ行くとマグロを泳いで捕まえたりとか、そういうのというのも先発隊でかなりやられておるじゃないですか。

今回のコロナ禍の中では南伊勢の業者かな、魚を3枚おろしするところからユーチューブに載せて、それで注文を頂いて、個人でやっていた会社なんやけどな、組合とかそんなんじゃなしに、それで販路を広げておったというやり方しておるもので、並みにしても意味ないと思うんですわ。

もともと私は尾鷲版の魚の3枚おろし検定を導入したらというように、むしろ一番市内では古道センターが一番大きな調理場があるのかな、ああいったところでタイも仕入れて、それから3枚おろしやるとか、村林先生かな、ああいう人にタイの料理をしていただくと、そういう食べ方も含めて、若い人が飛びつくような持っていき方するほうが消費拡大につながると思うんですけど、ただのPRで流すという意味がどうなのかというところがあるんですけど、その辺の考えはどうですか。

○芝山水産農林課長　　その辺りも選定する業者の提案も頂きながら、漁業者の皆さんともいろんな場面を想定して、それで多分10本程度ということに本数も増えていくのかなというふうに思っているんですけども、単純にきれいな魚だけの動画にするだけではなくて、最終的な提案まで結びつけるとか、先ほど、委員おっしゃられたような今尾鷲市も既にタイとかアジの3枚おろし動画もユーチューブ撮影して、アップしているんですけども、そういったものもちょっと場面的に入れるとか、あらゆることをちょっと想定しながら企画させていただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　　小学生のアジの3枚おろしなんかは、去年か何かはなかったのかな、また、今年復活したやったんかいな、そういったのも含めてやっぱり魚食の底辺を広げていくということも踏まえた中で市内外の人に訴えてやるというやり方が肝要ではないかなと、僕らの高校のときから養殖のいけすの中で泳いだりとか、あんなことしておりよって、魚が泳ぎよるとか、そんなんテレビでありふれておるもので、もう少しリアルに、なおかつ興味を持っていただくとか、関心を持っていただくということに着目せなあかんのじゃないかなと思うんですけど、その辺よろしくお願ひしたいなと思うんですけど、いかがですか、その辺は。

○芝山水産農林課長　　この動画を、動画だけつくって、それだけでもいろいろ動いていくというふうには私たちも考えておりませんので、この動画をつくったときにいろいろ販路、売っているスーパーであったらスーパーとその料理と魚と動画をつないでマッチングさせていくとか、あとは都市部のレストランにおいては尾鷲の

こういう現風景の中で獲れている魚で、こういう方たちが丁寧に扱いながら獲ってきた魚であるというようなところをマッチングさせるというようなことをしながら、その価値を高めていくとか、尾鷲の魚というところをほかの産地にはまた、ちょっと違う視点から盛り上げていけるような動画にしたいと思っています。

○三鬼（和）委員　とにかく新しいことも含めて期待しておるもので、頑張ってもらいたいと思います。

○仲委員　今まででも動画サイト等で情報発信をしておるということですが、水産物の消費拡大、これについてはぜひ将来的な面も含めて、このコロナ禍だけという視点ではなくて、尾鷲の水産物をPRするという視点の中でこれを進めていくんだという考え方をぜひしてほしいと思います。

例えばいろんなイベントとか、関係あるスーパー、市場流通する中で幅広く活用できるようなものにしていただきたいと、それだけ希望です。

○芝山福祉保健課係長　仲委員おっしゃるように今コロナ禍でこういう公金も下りてきて、こういう動きもできるんですけども、やっぱり結局そもそも魚食普及とか、食育というのはしっかりずっと経年的にやっていかないといけないということで、この辺はしっかり継続をしていけるように、また、広く取扱いできるように考えていきたいと思っておりますし、また、いろんな取組とマッチングさせるということが非常に大事になってくるし、それが可能だと思っておりますので、例えばふるさと納税なんかの時期に合わせて、また、そういう内容のものも作成するとか、そういったことこともアイデアとして検討していきたいと思っております。

○南委員長　他にございませんか。

○野田委員　先ほど、課長が都市部のレストランということをおっしゃったんですけども、今後というか、本来ならこれまでにいろんなパイプというか、人的関係というのはつくられておると思うんですけども、何言いたいかという尾鷲市として蓄積された人的関係と言うんですか、人脈というものをこれまで何十年もイベントやら何やかやでやられていると思うんですけど、そういうものの何ていうんですか、パイプというものを、要は尾鷲を好んでくれておる東京でも漫画家の女性の方、いたじゃないですか、集英社で今非常に人気ある漫画家の女性の方にちょっと今出てこんけれども、そういうものパイプを、これまでの分をもう一遍掘り下げて、使いながらやっていくということが都市部への売り込みという部分においては大事な事かなと僕は思うんです。

ですから、地道な人的資産をやっぱりつくり上げていく、本当に尾鷲を好いてく

れておる東京の人なんかいますよ、料理やっている方なんかでも。ローテーブルとかいろいろ天満荘にも来ていましたけれども、もっとそういうものを活用するなり、意見を聞くなり、もっと身近に感じる対応を取っていかんと、僕はちょっと抽象的な話かも分からないけれども、そういうことというのは大事やと思う。

そのときはいいんだけど、その後のパイプが全然実に結ばれていないというか、課長どうこうじゃなくて、これまでのやり方として。それはつくづく感じますので、市内外のということでもいいんだけど、やっぱりそこら辺の見直しというか、じっくりやっていくということが尾鷲の資源を有効活用で認めてもらえる一つやと思いますので、それに対して今どうこうということ僕は言いませんけれども、やっぱりそこら辺の見直してことは大事な事かなと思いますので。いかがですか。

○芝山福祉保健課係長 委員おっしゃるように、そういうことでネットワークを高めながらこういうことは全部売出しをしていきたいと思っていますし、あらゆるネットワークというのがこれまでの人脈とか、例えば市内のそういう魚を取り扱っている事業者の皆さんも、すごいところに魚を卸しているというような方もみえますので、そういった方にも例えば協力、応援していただきながら、紹介していただきながら、こちらからアプローチをさせていただくとか。

あとはふるさと納税で尾鷲を応援していただいている方もたくさんみえますし、あとは三重県のほうでも都市部のほうで三重の産物の応援店というような位置づけ、登録をされているようなレストランなどもありますので、そういうあらゆるネットワークを使いながら、少しでもちょっとそのつくった動画を活用していただけるようなところは探していきたいと思っています。

○野田委員 そこで反省するべきこともあるかも知れませんが、そこら辺の蓄積をやっぱり温めてつくっていく。それをいろんなところで利用していくということがやっぱり大事な事だと思いますので、いいところ、悪いところというところをもう一遍見直ししてやっていただきたいと思います。

以上です。

○芝山水産農林課長 また、いろいろこうアプローチをする先とか、取り扱っていただいたところというのは、やっぱりしっかりリスト化して行って、また、継続もさせていただきたいと思います。

○南委員長 実は、野田委員さんの指摘なんですけれども、実は昨日のこの資料説明の中で商工観光課長に副委員長とともに尾鷲市の任命していただける観光大使つ

て5名ですか、おられるんですけれども、そういった方の活躍が見えにくいということで、もっとPRしてもらいたいのではないかというようなことを課長のほうにもお話をさせていただいておりますので、もしよければまた、商工観光のときに聞いていただければと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので水産農林の審査を終わります。

続いて、商工観光課、お願いいたします。

それでは、商工観光課長。付託案件の説明を求めます。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてのうち、当課に係ります補正につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書、補正予算説明書の14ページ、15ページを御覧ください。

歳出6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、補正前の額815万6,000円、補正額2億603万7,000円を増額し、2億1,419万3,000円とするものでございます。

内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、当課が計画いたしました事業に係る補正予算の計上でございます。

細目商工振興事業、10節需用費22万2,000円の増額、11節役務費84万の増額、12節委託料2億477万5,000円の増額で、うちプレミアム付商品券発行事業業務委託料1億5,025万5,000円、飲食店支援プレミアム付商品券発行事業業務委託料5,452万円でございます。

18節負担金補助及び交付金、細節尾鷲イタダキ市補助金20万円の増額であります。

事業の詳細につきまして、資料に基づき、課長補佐のほうから御説明申し上げます。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それでは、説明いたします。通知いたします。

まず、プレミアム付商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症によって地域経済は大きく落ち込んでいることから、市内の事業者で利用が可能な商品券をプレミアを付して発行し、地域経済を下支えすることを目的にしております。

事業内容といたしまして、地元企業で利用が可能な専門券をプレミアム率50%

を付して2万冊発行し、事業費は3億円。

地元企業と大型店舗のどちらでも利用が可能な共通券をプレミアム率20%を付して2万冊発行し、事業費は2億4,000万円、額面総額5億4,000万円の事業となっております。

購入方法でございますが、9月中に市民の皆様へ引換券を送付し、お一人様それぞれ1冊ずつ御購入頂けることとなっております。なお、どちらかの種類を2部購入することはできませんので御了承ください。

また、引換券での購入が終了した際には、残った商品券を一般抽せん販売する予定で現在事業の詳細を検討しております。

一般抽せん販売の方法につきましては、往復はがきでの応募を考えており、具体的な内容が固まり次第、報告差し上げますとともに市民の皆様には9月中に発送を予定しております引換券に応募方法を詳しく記したものを同封する予定でございます。

事業期間は、令和2年10月1日から令和3年2月28日までを予定しております。

販売方法につきましては、市民の皆様がよりお求めやすい方法として発売当初は仮設の販売所を設けるほか、地域コミュニティーセンターでの販売日を設けることはもちろん、今回は金融機関などと連携して販売委託を行うことについて現在検討を行っております。

予算は引換券の作成にかかる費用として22万2,000円、郵送料として役務費84万円、委託料といたしまして1億5,025万5,000円を計上しております。なお、委託料につきましては、1億4,000万円をプレミアム分、残る1,025万5,000円は商品券やポスターなどの印刷経費や広告宣伝費などの事務経費でございます。

次に、資料2ページを御覧ください。

飲食店支援プレミアム付商品券発行事業業務委託料につきまして説明いたします。

本事業は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国の緊急事態宣言の発出に伴う三重県の休業要請により4月22日から5月6日のゴールデンウィークも含む15日間の営業自粛による経済的な影響や現在もなお客足が戻っていない飲食店などを対象にプレミアムを付した商品券を発行することにより、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

事業内容といたしましては、発行冊数が2万枚、商品額面7,500円を5,00

0円で購入していただけるプレミア率50%の商品券発行事業となっております。

事業総額は1億5,000万です。

対象店舗は、市内に本社、本店を有する飲食店及びお持ち帰りテイクアウトなどを実施する店舗です。

購入可能枚数は、お一人10冊までとし、事業期間は8月3日から12月31日までを予定しております。

予算といたしましては、委託料として5,452万円で、プレミアム分5,000万円とチケットの印刷費、広告費など事務経費で452万円でございます。

なお、この2事業につきましては、御登録を頂く事業者が多ければ多いほど事業効果が大きくなることから、より多くの事業者様の御登録をお願いするとともに、登録を頂いた事業者様におかれましては、新しい生活様式に合わせ、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、手洗い、消毒、ソーシャルディスタンスを心がけていただけるようお願いをし、事業を鋭意進めてまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。

尾鷲イタダキ市補助金につきまして、説明いたします。

尾鷲イタダキ市は3月から感染拡大の防止のため、自主的に開催を中止していただいておりますが、4か月間の中止期間を経て今月4日から再始動されました。

尾鷲イタダキ市は地域の産品を地域内外の多くの皆様にお届けすることのできるチャンネルであることから、さらに魅力を高めることでこれまで以上に多くの方にお越し頂くため、今回補助金を交付し地場産品の販路拡大につなげていくことを目的としております。

事業内容といたしましては、尾鷲イタダキ市実行委員会に20万円を補助するもので、具体的には毎回開催される抽せん会におきまして、景品の一つとしてイタダキ市のロゴを印刷したエコバッグを追加するというものでございます。

これにより地域内外でこのエコバッグを利用していただくことで、広くPRしていただくことも可能となります。

なお、市といたしましても今後も引き続きたくさんの方に御来場頂けるよう、実行委員会と協働してSNSなども活用してPRを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○森本商工観光課長 続きまして、補正予算書の16ページ、17ページにお戻りください。

3目観光費、補正前の額4,389万8,000円、補正額1,731万5,000円を増額し6,121万3,000円とするものでございます。

7節報償費70万円の増額、10節13万8,000円の増額、11節役務費22万7,000円の増額、18節負担金補助金及び交付金、細節補助金、尾鷲市来県延期宿泊予約延期協力金1,625万円の増額でございます。

事業詳細につきまして、資料に基づき、係長のほうから御説明申し上げます。

○世古商工観光課係長 それでは、尾鷲市SNSキャンペーン関連経費について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

事業目的から御説明いたします。

本事業は、積極的に尾鷲の魅力を発信していただく機会を提供するため、インスタグラム、ツイッター、フェイスブックを活用したSNSキャンペーンを実施することで来訪者の拡大につなげることを目的とします。

事業内容といたしましては、尾鷲の魅力的な写真を御自身のSNSにハッシュタグ、travelowaseをつけて投稿していただき、その中から毎月20名と期間中のトップ10を選ぶというものでございます。

まず、キャンペーンの実施を知っていただくことが大事であると認識しておりますので、尾鷲市のホームページ、尾鷲市公式SNS、それから、スマホアクセス数全国1位の三重県観光連盟公式サイト、ポスター等で1か月間をかけて周知いたしてまいります。

写真の募集期間を6か月間取りまして、尾鷲の魅力的な写真を投稿していただいた方の中から毎月20名の方に入賞商品として特産品等をお送りします。さらに毎月の20名選ばれた方の中からSNSキャンペーン全体のトップ10を選び、その方々にも特産品等をお送りします。

写真の審査につきましては、審査基準に基づく庁内選考と投稿された写真についていいね！数に応じた合算で行います。

投稿頂きました写真は、本市のパンフレットや広報紙など、PR用に活用できることとします。

事業費は106万5,000円で、内訳は報奨費70万円、消耗品費、印刷製本費として需用費13万8,000円、通信運搬費、広告料として役務費22万7,000円としております。

続きまして、尾鷲市来県延期宿泊予約延期協力金について御説明いたします。5

ページを御覧ください。

対象となる方は三重県の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る宿泊予約延期協力金もしくは新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る三重県への来県延期協力金の支給決定を受けた市内事業者様としております。

具体的には、遊漁船業、自然体験を目的とした事業者、ダイビング、宿泊施設等でございます。

本事業は三重県への来県による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、事業活動の自粛や予約の延期などに協力していただいた市内事業者の皆様に対しまして協力金を支給するものでございます。

具体的には、対象事業者の皆様に対しまして1件当たり25万円を支給するものであり、屋外体験施設35件、宿泊施設30件の計65件を見込んでおります。

予算額は1,625万円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○森本商工観光課長 以上が議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決のうち、当課に係る補正予算の御説明でございます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。商工観光の説明は以上でございます。
御質疑のある方は御発言願います。

○内山委員 確認だけなんですけど、プレミアム付商品券の仮設購入場所ということが言われたんですけど、場所とかは今は決まっていないのでしょうか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 現在のところ、飲食のプレミアムチケットに関しましては、中央公民館を予定しております。

また、プレミアムチケットの一般のほうに関しましては、現在調整中でございますが、かなり混雑が予想されますので、中央公民館もしくは体育館など市役所の隣接するような施設を現在調整を凶っているところです。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

○三鬼（和）委員 この観光振興事業の尾鷲市SNSキャンペーン関連経費なんですけど、先ほどの水産農林課ではユーチューブなんかも入っていたんですけど、当課は入っていないみたいなんですけど、そういったところはどうなんですか、これ。

○世古商工観光課係長 このSNSキャンペーンは、尾鷲の魅力的な写真ということで限定させていただいて、写真を審査させていただくというようなキャンペーンにしております。

○三鬼（和）委員　この手法については以前から一般質問の中でも提案しておいて、ハッシュタグつけることによって、ですので、これがもし定着するようでしたら今年は港まつりなんかはありませんけど、おわせ港まつりのハッシュタグとか、花火のハッシュタグであるとか、熊野古道で具体的に馬越峠やったら熊野古道馬越峠のハッシュタグで写真を集めるとかするとかなり集まるし、コストがあまりかからないところもあるので、先々まで続けられるような事業に展開していただきたいと思うんですけど、その辺はどうなんですか。今回は単発的な事業になっておりますけど、どうですか。

○森本商工観光課長　単発、できれば今回はそういう形で取らせていただいているんですけども、私どもの公式のSNS等もございますし、当然のことながらこれたたき台に継続した取組、委員さんおっしゃるとおりのハッシュタグのつけて何かという形で、そういった取組は継続していきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　今私ブログのときからでも、ブログにしてでも、フェイスブックにしてでも、インスタにしてでも、やっぱり文字よりかも写真があるほうが断然、見ている人が多いということがあって、写真というものの魅力が大きいと思いますもんで、これ、有効に観光資源というか、そういった地域アピールするのに有効にこれを育ててほしいなと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○森本商工観光課長　現在も商工観光課とかのほうで写真等、ツイッター、インスタグラム等を使って公開のほうはちょっと続けさせていただいております。

そういったとにかく写真は、確かに見て感じる場所が多いと思いますので、そういった取組も継続してやりたいと思います。

○上岡副委員長　今のSNSキャンペーンのことなんですけれども、これは個人のみ対象ですか、それとも団体も含めて対象ですか。

○森本商工観光課長　個人を対象としております。

○上岡副委員長　了解しました。

○野田委員　前回の行政常任委員会の際にプレミアム商品券付発行事業者というのかな、181先でそれ以上に加盟店を増やしたいというような回答だったんですけども、課長のほうは。これ、どのような状況になっているんですか、今。

いつまでに、8月3日からというか、上旬からプレミアム食事券のほうはやっていくということですので、いつまでに登録加盟店を、期限を切って設けるのかというのは、そこら辺はどうなんですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　飲食店のほうに関しましては、先日開催してい

ただきました委員会において、先んじてちょっと動かさせていただいたこともあって、実数に関しては今調整中ですけれども、かなりの数、御登録を頂いておるような状況です。

プレミアム商品券に関しましては、本日議会で御承認頂いたと同時に事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

やはり現在商工会議所等とお話をさせていただいている分には、今までプレミアム商品券に登録していただいた業者さんプラス、今まではしなかったところも私どもも併せてお声かけをさせていただこうというものの、件数でいきますともう既に事業を辞めてしまっているような事業者さんもやはりおみえになりますので、私どもの予定としてはできるだけ早い段階、9月の皆様に商品券の引換券を発行する際には200件を超えるような事業者様が集まるように努力をしていくというようなことで考えております。

○野田委員　　9月と言うた、8月から食事のほう、飲食のほうはするということをおっしゃっていましたがけれども、その点は。ちょっと延びたということですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　私ちょっと今9月と言わせていただいたのは、一般的のほうのプレミアム商品券のほうでございまして、飲食店のほうに関しましては、既に今商工会議所様のほうが店舗のほう回られて、募集をしている状況ですので、もちろん皆様にお配りするチラシ等のこともありますので、この7月20日、22日ぐらいを第1回目の締めというような形で募集を現在かけておるような状況です。

ただ、これもロングランの事業となっておりますので、途中で御登録頂くことも可能というふうに考えておりますので、どんどん事業者様に御登録頂きたいというふうに考えております。

○野田委員　　観光振興事業のところ、1,731万5,000円ということで施策の概要も説明していただいたんですけれども、私個人的にはこの報奨費70万、需用費13万8,000円という形になってしまうと、これは補正予算の説明だからこうなるのかなという気はするんですけれども、やはりインパクトが全然感じられなくて、ハッシュタグキャンペーンだったらそういうのぼんと、せっかく新規でやる、新規でこれまでもいろいろフォトキャンペーンとかはやっておるんでしょうけれども、やはりそういう項目をぼんと入れることによって、やっぱりインパクトもあるし、あつというような、何て言うんですか、やっぱり頑張ってるんやなというような気持ちも出てきますし。

これだけのパターン、雛形の形でしたら、また、同じことやっておんのかという感じしか、失礼やけど見えないもので、やはりこういうものは今言ったようにハッシュタグ、travelowaseとかと言うんだったら、そういう論も一言、議会の議員の中でです、この補正予算の中で一言を入れてアピールするというような力強さが必要じゃないかなと個人的には思うんですが、どうです、課長。

○森本商工観光課長　このキャンペーンにつきましては、御説明させていただいたときにも、やはりキャンペーン自体を知っていただく取組が大事だというふうに考えております。

ですので、そういった取組をしっかりとさせていただいた上で参加していただく方、その参加していただいた方の今後の広がり、これについてしっかりやっていきたいというふうに考えております。

ですので、まず、取組としてはとにかくこのキャンペーン自体を目につく感じで、大々的という形で進めさせていただきたいとは思っております。

○野田委員　だから、ここのところやね、補正予算のところにも一言ぼんと入れることも可能じゃないのかというところを僕は言っているわけですけど、細かいけれども。

実際にどんとやっていくことは十分、分かっていますので、ここにその言葉を、後でこれを見たときにこういうのやったなというようなことも大事な事かなと思いますので、それ一言付け加えさせていただきました。

○森本商工観光課長　御指摘の部分で、そういった部分をしっかり伝えるように以後、させていただきます。

○南委員長　他にございませんか。

○奥田委員　このプレミアム商品券ですか、全部3種類あるのかな。

この前、委員会で申し上げたように2億以上の予算使うんやったら、僕は市民1人に1枚ずつ配ったほうが1億7,000万円という気は今でも持っておるんですけども、それはさておきですね。

この前、食事券をこれ、8月3日からやると。僕は早いほうがええと思うんですけど、配らなあかん1万円の商品券を5月にも発行して、また、4割増しのプレミアム商品券も、あれも発行したんかな、どんどんしておるわけなんで。

ただ、この場合、市長はお盆のときに帰省客がたくさんあるからそれに合わせてという話がありましたけど、今ちょっとまた、コロナが第2波かどうか分かりませんが増えてきて今日、三重県出たんかな。この1週間ぐらいで8人、9人出て

いて、GoToキャンペーンも東京は除外されるとかの話がありますが、その辺のところを市長はどう考えています。

○加藤市長　　せっかくこういうプレミアム商品券をつくるのであれば、やはり人が帰郷される時期がいいんじゃないかということで、要するに今の時期から12月ぐらいまであったらやはりお盆というものが一つの晴れの舞台と、晴れなの。

もう一つはやっぱりクリスマス、歳末、忘年会云々というような話の中で、今回食事券については12月末まで開催させていただくというような思いで、要するに何が言いたいのかということ、要するに買ってもらって、それを使ってもらって、尾鷲の事業者の方々が要するに活性化させていただくということが大きな話だと私は思っておりますので、こういうお答えを申し上げたというところでございます。

○下村副市長　　奥田委員さん言われましたように東京を中心に、また、感染症患者が増えておるということで、当然こういったことを実施するに当たって、参加業者のほうにつきましても各店舗で予防策を講じておりますので、その辺は感染症予防に対して事業者さんのほうもその店で発生となると大変な痛手になりますので、その辺の予防対策は万全を期していきたいと、商工会議所、各商店にもその旨、広報のほうをし実施していきたいと思っております。

○奥田委員　　大変な時期ですけどね、今。だから、でも経済回していかなあかんですから。だから消費喚起って非常に僕、重要だと思うんですけども。

それでちょっと1点だけ僕、ちょっと嫌味というわけじゃないんですけど、ちょっと僕理解しかねるところが1点だけあるんですけど、先ほど内山委員が引換券の話がされましたでしょう。

中央公民館でという話がありましたのですね。以前、マスクを5枚、10枚配付したらどうかという話をしたときに、執行部のほうから引換券を渡したとしても、3密の影響があると。一遍に引換えに来られたら3密をござって困るんだということで配付しなかったということがあるんですけど、今回こういうふうな引換券ということになると、3密の心配あるでしょう。

その辺のところというのは執行部として、僕はちょっと矛盾しているんじゃないかなという気がさっき聞いて思うたんですけども、それ、矛盾していませんか。対策はちゃんとするという事やと思うんですけど、それやったらマスクも配付できたはずやし。いまだに20万枚近くあるんやったら。

その辺、執行部のちょっとやり方というものが何かそのとき、そのときで変わっていて、一貫性がないような気がしてならん。ごめんね、ちょっと申し訳ない、僕

はこれ、これなりに、僕は商品券のほうがええと思うんやけれども。プレミアムじやなく。

これはこれとして評価はしますけど、その辺、執行部としてはぶれがちょっと感じる。ごめんなさいね、ちょっと。

○下村副市長　　ですから引換券という方法を取らせていただいております。

例えば1か所で販売となるとそういう密集というのが当然あると思うので、引換券をお配りすることによってそんなに慌てて購入することがない。それと、最初はそういう広い場所でやっていると。

落ち着いてくれば商工会議所のほうでということになる。そういうふうな対応を取っていきたいと思うておる。

○奥田委員　　僕が言ったのはそういうことじゃなくて、紀北町なんかもしたけれども、その5枚とか10枚、封書に入れて別に配ったらよかったと思うんですよ。それをあなた方の言い訳として5枚、10枚配付するのは、引換券配った場合に取りに来てもらうと。取りに来てもらうときに3密の状態が起こるから問題があるんですよということが言われたのね。あと、5枚、10枚に分ける、衛生面の問題も言われたけれども、これ、2点言われたんやけどね。

だから、その辺のところを僕は、副市長、言うておるんですよ。だから、そのところを、ごめんね、まあいいですわ、答弁もいいけれども、ちょっと全部、あなた方がやっていることがちょっと、そのときそのときで言い方変わるもので、あのときは3密の問題やと言いながら、今回同じ引換券やけれども、そういうことを言わないでしょう。だから、その辺のところをちょっと気をつけてほしいなということだけですわ。いいです、いいです、答弁。

○南委員長　　副市長はよろしいですか、答弁。

○下村副市長　　緊急事態宣言の時期と違いますし、今回、ここ先週ぐらいからですか、東京を中心にまた、コロナの2次かというような状況で増えておるといこともありますが、その辺も含めて、我々プレミアム商品券を販売するというのは経済の活性化をということで始めさせていただいたものですが、先週来のコロナの感染者数の増加を踏まえて、やはりその辺の感染症用対策というのを徹底していきたいと思っております。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので商工観光の審査を終わります。

ありがとうございました。

最後に、教育委員会に入ってください。

それでは、教育委員会議案、第52号の一般会計補正予算の説明を求めます。

○出口教育長 教育委員会でございます。

ただいまから教育総務課、それから、生涯学習課、それぞれ御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長 よろしく願いいたします。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

補正予算書、歳入の8、9ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金3,572万7,000円の増額は、1節教育費補助金3,572万7,000円の増額で、公立学校情報機器整備費補助金3,228万円の増額は、学校ICTの整備等に係る補助金になります。

次に、学校保健特別対策事業費補助金344万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の感染症対策のための保健衛生用品等の補助金になります。

これらにつきましては、歳出との関連がございますので、後ほど資料により御説明させていただきます。

次に、歳出でございます。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、細目教育一般事務局費120万5,000円の増額で、12節委託料120万5,000円の増額は、次のページ18、19ページを御覧ください。

設計業務委託料120万5,000円の増額は、全小中学校の音楽室に空調設備を整備するための設計業務委託料であります。

音楽室は防音効果があり、ピアノ等の大型の楽器が設置されていることから、他の教室での代替が難しい状況にあり、また、使用頻度が高い教室となります。このことから、各学校の音楽室に空調設備を整備することにより、よりよい教育環境を提供し安定した学びの保障のための環境整備を行うものであります。

この設計業務委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金を活用する予定でございます。

次に、細目学校教育事務局費 7,122 万 7,000 円の増額は、10 節需用費 240 万円の増額で、消耗品費 240 万円の増額は、小学校用デジタル教科書の算数分になります。これにつきましては、後ほど資料にて説明いたします。

次に、17 節備品購入費 6,882 万 7,000 円の増額は、尾鷲市学校 ICT 環境整備に係る備品購入費になります。こちらにつきましては、先ほどの歳入と併せて、資料に基づき課長補佐より御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 尾鷲市学校 ICT 環境整備事業ですが、目的は児童・生徒 1 人 1 台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備など、GIGA スクール構想におけるハード、ソフト等を一体化した整備を行い、災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時においても ICT の活用により子供たちの学びを保障できる環境を整備するもので、事業内容といたしましては、1 人 1 台タブレットのパソコンの整備として 800 台が 4,560 万円、なお、こちらは 3 人に 1 台分までの 96 台につきましては一般財源で、これは地方交付税措置の対象となるものであり、また、3 人に 1 台を超える 704 台につきましては、1 台当たり 4 万 5,000 円を上限とした国庫補助対象となります。

次に、指導者用タブレットパソコンの整備として、全教室 48 クラス分が 273 万 6,000 円、タブレットパソコンを収納する充電保管庫の整備が 48 クラス分で 826 万円、ワイヤレスディスプレイアダプタの整備ですか。これはタブレットパソコンの画面を無線で大型提示装置等に映すことができる機器で、児童・生徒の考え方の共有やプレゼンテーション等の活用が考えられますが、こちらが 48 クラス分で 163 万 7,000 円、次に、モバイルルーターの整備ですが、これは自宅に無線のインターネット環境がない児童・生徒へ緊急時に貸出しする機器であります。60 台で 120 万円、なお、こちらは 1 台当たり 1 万円を上限とした国庫補助対象となります。

そして、学習支援ソフトですが、これは小中学校の 5 教科と中学校の実技教科等が収録されており、学習のまとめとしてドリルや確認テストを実施し、児童・生徒個々の理解度の確認や苦手分野の復習、また、高校入試のプリント等として活用できるもので 939 万 4,000 円を整備するものであります。

事業費といたしましては、歳入が国庫補助、公立学校情報機器整備補助金分として 3,228 万円、歳出が 6,882 万 7,000 円です。

なお、先ほどの 3 人に 1 台までの地方交付税措置対象となる一般財源 547 万 2,

000円と歳入の補助金3,228万円分を除いた分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,107万4,000円を活用するものであります。

また、その他といたしまして、先日の7月9日の行政常任委員会でも示させていただきましたが、本事業におきましては、1人1台端末となったときのインターネット回線増強費を現在最適な方法を関係各課と検討中ではありますが、9月定例会に上程させていただく予定であります。こちらにつきましても、地方創生臨時交付金を活用することになっております。

○植前教育総務課学校教育調整監 私のほうからは、1人1台タブレットパソコン導入により期待される学習効果について、7点ほど御説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、教材を画像や動画として提示でき、容易にイメージすることができる。教科書には参考資料がQRコードから読み込めるものが多く、時機を逃さず、視覚を通して理解を促すことができること。

2点目、一人一人が資料や学習素材などを集め、効果的な表現活動ができること。

3点目に指導者と個々の児童・生徒との双方向のやり取りができること。

4点目、個々の習熟状況が把握でき、理解度に応じたドリル学習や確認テストなどを行うことで、達成度の度合いやそれに合わせた課題を行うことが可能になり学習効率が向上すること。

5点目、学習履歴が記録され進捗管理が容易となること。

6点目、子供の興味、関心のある写真、音声、動画等を教材として提示でき、学びに対する意欲、関心を高めることができる。

最後に7点目ですが、現在コロナの影響により新学習指導要領の学習指導のメインである対話的な学び、グループワーク等々がままならない現状があります。しかし、このタブレットパソコンを導入することにより、個々の児童・生徒の意見や考えをモニターやタブレットパソコンで即時に把握し、共有することができる。さらにそれをもとに深い学びへと発展させていく授業展開を行うことができ、現状の学習指導の課題を補完できること、というふうなことが考えられます。

以上のように期待する学習効果について御説明をさせていただきました。

個別最適化された創造性を育む教育の実現に向けて、タブレットパソコンの活用を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○山口教育総務課長 それでは、補正予算書18、19ページにお戻りください。

通知いたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、細目小学校保健衛生管理経費275万8,000円の増額で、10節需用費275万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の感染症対策のための保健衛生用品等の消耗品費になります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、細目中学校保健衛生管理経費138万8,000円の増額で、10節需用費138万8,000円の増額は、先ほどの小学校費と同様、新型コロナウイルス感染症の感染症対策のための保健衛生用品等の消耗品費になります。

こちらにつきましては、先ほどの歳入とまた、学校教育事務局費及び小学校費の消耗品費も併せて資料に基づき、課長補佐より御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 学校保健特別対策事業ですが、目的は学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを最小限にするため、感染症対策を徹底しながら子供たちの学習保障を行うもので、事業内容としましては、国庫補助の内容から二つの事業があるのですが、まず、一つ目が感染症対策のための保健衛生用品等購入支援事業、これは集団感染のリスクを避けるための保健衛生用品等の消耗品の購入費が補助対象となるもので、もう一つは、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業、これは学校再開後、十分な教育活動を継続するための取組に対する経費が補助対象となるもので、事業費は歳入が国庫補助学校保健特別対策事業費補助金、こちら補助率2分の1のものが344万7,000円で、歳出が654万6,000円です。

なお、別途既決予算にて消毒液や石けん等の保健衛生用品の購入費35万円分につきましても、補助対象となっております。

次に、内訳ですが、表のとおりとなりますが、保健衛生用品等購入に係る事業費が414万6,000円、これは消毒液、非接触型体温計、給食調理員用冷却ベスト、扇風機、モップ等の購入費で学習保障等に係る事業費が240万円、これは小学校の算数の指導者用のデジタル教科書、電子教材費でデータにて導入するものがあります。

なお、これら事業費につきましては、各学校から要望をお聞きして計上したものでございます。

また、その他といたしまして、国庫補助、学校保健特別対策事業費補助金344万7,000円を除き、第3次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金344万7,000円を活用する予定であります。

説明は以上です。

○山口教育総務課長 以上が教育総務課の令和20年度尾鷲市一般会計予算（第4号）の説明でございます。

○三鬼生涯学習課長 続きまして、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち生涯学習課に関する予算について予算書に基づき御説明いたします。

予算書の18、19ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、5項社会教育費、4目図書館費50万円の増額は、細目図書館管理運営経費50万円の増額で、図書購入費用に係る備品購入費50万円の増額でございます。

これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、在宅で過ごす時間を有意義に過ごしてもらうため、図書館の蔵書を増やし、読書推進に取り組もうとするものであり、一般図書25万円と児童図書25万円の図書購入費用でございます。

一般図書では、利用者からの要望の多い小説書や女性向けの実用書など、児童図書では人気の絵本や調べ物に役立つような分野の蔵書を増やしていくことができると考えており、工夫した選書を検討してまいりたいと思います。

以上が生涯学習課の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございました。

以上、教育委員会からの付託予算の説明を頂きました。御質疑のある方。

○三鬼（和）委員 ICTについては一般質問で取り上げていただきました。先ほど調整監のほうから授業の学習効果というんかな、ICTによる。それ、口頭で説明していただいたんですけど、委員長それも3番目の資料としてタブレットを頂けるように指示していただきませんか。

○南委員長 できますか。

○三鬼（和）委員 今日じゃなくても。

○南委員長 資料としての提示。終わってからでもタブレットのほうへ挿入していただくよう要請しておきます。お願いします。

他にございませんか。

○上岡副委員長 以前にも申し上げているんですけども、尾鷲市教育委員会の

セキュリティポリシー、これは出来上がっているのかどうかというのをお聞きしたい。

今度、全部入るんですけども、オンライン授業というのが、このコロナ禍で第2波、第3波になるとオンライン授業がどうしても重要になってきますんで先生の教育の予算はこれ、全然多分入ってないと思います。その辺、どういうふうに考えているのか。

この2点、お願いします。

○山口教育総務課長　　まず、セキュリティーポリシーについてなんですが、セキュリティー対策を記載した尾鷲市教育情報セキュリティポリシーを令和2年3月に作成いたしました。

今後も学校長及び学校と教育委員会で構成する情報教育担当者会議、こちらで様々なICTの機器であったりとか、先ほど、副委員長からお話あった研修ですね、実際に研修も一度やっております。

そういったICT機器を活用した研修であったり、あと、その機器の今後の整備方針であったりということはこの情報教育担当者会議で今後検討していきたいと思っておりますので、その辺も検討しながらセキュリティの徹底も同時に図っていききたいと考えております。

○上岡副委員長　　ということは、セキュリティポリシーは出来上がっているわけですね。これもちょっと提出を、後ほど提出をお願いしたいと思っております。

○南委員長　　よろしく申し上げます。

○上岡副委員長　　ちょっと教育とは違うんですけど、今こういうふうに教育関係でもセキュリティ、かなり注意をしていただかないといけません。それも全生徒が入ってきますんで、その辺の徹底もお願いしたいんですけども、今回の今までのプレミアム商品券であるとか、そういう関係でも市民の方々の住所とか、こういうデータをかなり扱いますんで、市としてこのセキュリティポリシー、委託先もありますんでその辺、どういうふうに考えておられるのか。これは副市長ですかね、お答え頂ければと思います。

○下村副市長　　当然さっきの定額給付金するときにもそういうデータを使わせていただいておりますので、本庁関係につきましては、その辺のセキュリティポリシー、個人情報等については十分職員のほうも周知徹底を図っていったおるものと、改めて周知徹底を図っていききたいと思っております。

○上岡副委員長　　委託先も含めてその辺、周知徹底、お願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○小川委員 1点だけお聞かせください。

1人1台のパソコンということなんですけど、子供の目の健康被害とか、ブルーライトによる被害とかあると思いますけど、それはどのように考えておられるのか、その1点だけ。

○山口教育総務課長 今言われたブルーライトについては、長時間にわたって画面を見ているとそういった影響があるというふうに言われておるかと思うんですけども、適宜、授業の間でも休める時間を取ったり、そういったことで目のほうの保護というか、そういったことにも努めてまいりたいと思っております。

○小川委員 その画面にブルーライトの予防、止める何かありますよね、フィルムみたいなもの。そういうのを貼るつもりはないんですか。

○山口教育総務課長 ちょっと現状では考えていないんですけども、今後そういったことも検討していきたいと思えます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので付託案件の審査は終わりたいと思えます。

特に先般の委員会でも報告あったんですけども、尾鷲市奨学貸与金の募集要項の件で、実際には募集はまだおられなかったんですか。ちょっと若干、簡単に報告をしていただければと思えます。

○山口教育総務課長 追加募集の1次募集については、募集のほうがありませんでした。

委員会でも募集期間が短いというような御意見頂きましたので、今月20日から11月6日までさらに期間を延長して募集いたしますけれども、前回の委員の方から資格要件についての御意見も頂いたかと思うんですが、今回、コロナ禍の影響によるということで奨学金の貸与希望者の追加募集をさせていただいたんですけども、資格要件に該当しない方でも一度教育委員会まで御相談していただくということで、個別に対応していただくようなことを考えておりますので、そういった形で今後やっていきたいと思えますので、御報告させていただきます。

○南委員長 できるだけ思いやりの持った対応をお願いしたいと思います。

教育委員会の審査を終わります。ありがとうございました。

長時間にわたっての審査、ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

すみません、ちょっと再開いたします。

副市長のほうから特に1点報告事項があるということでございますので、副市長、お願いいたします。

○下村副市長　今朝ほど、委員の皆様にお知らせさせていただきましたが、三木浦マリナーパークに居着いているイルカについて報告させていただきます。

一月余り前から居着いているイルカにつきましては、遊泳者に接触する事故の事例も報告されていることもあり、オンシーズンに向け三木浦マリナーパークを開放すべきかどうか検討しておりましたが、昨日、三重大学の専門家の先生に現地に来ていただき、状況確認と対応へのアドバイスをいただいたところ、当面の間、遊泳禁止とすべきではないかとの指摘を受けました。

このことから今月25日に当施設の開放を予定しておりましたが、三重県、三重県外湾漁協、三木浦地区、本市と協議した結果、当面の間、遊泳禁止とする措置を取らせていただくことといたしましたので、御報告いたします。

また、プレスリリースのほうも、これについてさせていただきたいと思っております。

○南委員長　ありがとうございました。

10分間休憩します。

(休憩　午後　3時15分)

(再開　午後　3時27分)

○南委員長　休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

付託された3議案について、採否の決定をする前に皆様にお諮りをしたいことが1点あります。

特に今回の議案の中で議員間討論はどうですか。採決の前の討論というのは。

もしないようでしたらそのまま採否の決定をされたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託されました議案第50号、尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙　手　全　員)

○南委員長　挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第51号、工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工

事設計業務及び耐震改修工事) について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

最後に、議案第52号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数。

挙手多数で原案どおり可決をされました。

付託された3議案、全て可決をいたしました。

特に委員長報告については、今回の委員の出された意見について、簡単に私のほうでまとめて報告させていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 そういったことですので、そのようにさせていただきます。いつでもオッケーです。

これで行政常任委員会を終わります。ありがとうございました、長時間にわたって。

(午後 3時29分 閉会)